

第六十二回
国会

参議院内閣委員会會議録第二十九号

昭和四十四年七月十五日(火曜日)

午前十一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君
山崎 昇君

委員 内田 芳郎君
源田 実君
佐藤 隆君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
安田 隆明君
山本茂一郎君
林 虎雄君
前川 且君
村田 秀三君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

國務大臣

外務大臣 愛知 揆一君
農林大臣 長谷川四郎君
國務大臣 有田 喜一君

政府委員

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君
総理府人事局長 栗山 廉平君
警察庁警備局長 川島 広守君
行政管理庁行政管理局長 河合 三良君

防衛政務次官 坂村 吉正君
防衛庁長官官房長 島田 豊君
防衛庁防衛局長 矢野 基男君
防衛庁人事教育局長 麻生 茂君
防衛庁衛生局長 浜田 彪君
防衛庁経理局長 佐々木達夫君
防衛庁装備局長 蒲谷 友芳君
防衛庁参事官 江藤 淳雄君
防衛施設庁長官 山上 信重君
防衛施設庁総務部長 鐘江 士郎君
防衛省アメリカ局長 東郷 文彦君
外務省条約局長 佐藤 正二君
外務省国際連合局長 重光 晶君
農林大臣官房長 大和田啓氣君
農林省畜産局長 太田 康二君
農林水産技術会議事務局長 横尾 正之君
食糧庁長官 榎垣徳太郎君
水産庁次長 藤村 弘毅君

事務局側

常任委員会専門員 相原 桂次君
農林省農林経済局統計調査部長 岩本 道夫君
自治省行政局行政課長 森 清君

本日の會議に付した案件

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君 今回の農林省設置法の一部を改正する法律案のいわゆる審査にあたりまして二、三質問したいと思ひます。

初めに農業者大学校の問題であります。この農業者大学校の問題につきましては、昨年この法案が出てまいりまして未成立で終わっておりますが、それにもかかわらず、現在、現実の問題としては、農林省中央青年研修施設と、そういうふうな形で実質的には発足をしていると聞いております。そういうふうな聞いておりますけれども、その実態はどのようなふうになっているのか、いわゆるその研修生はどういうふうになっているのか、その点について初めに伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 昨年農林省設置法の改正が成立いたしましたけれども、都道府県から推薦によりまして五十名ほどの青年が農業者大学校に入るつもりで自宅に待機いたしておりましたこと、さらに施設がすでに完備いたしておりましたこと等によりまして、設置法が通りませんでした。これは遺憾でございますけれども、残念でございます。中央研修施設というところで教育を開始いたしました。昨年とことしとで八十名ほどの一年生及び二年生の教育を現在やっております実情でございます。

○峯山昭範君 こういうようなことがたびたびわが内閣委員会ではあるわけですが、非常に私にはまじいと思ひますが、法案が実際通らないにもかかわらず、実質的には発足をしていると、こういうような例がたびたびあるわけです。このこと自体、私は実際問題としては脱法行為ではないかと、こういうふうな思ひをいたします。

いかと、こういうふうな思ひをいたします。実際問題としてこういうようなことがないように、現実にそういうふうな施設をつくる前に当然設置法を提出して、そして法律が成立した後にそういうふうな施設をつくらんと、または予算を計上すると、こういうふうな基本的にはすべきじゃないか、そういうふうなことが当然ではないかと、私はこう思ひますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(大和田啓氣君) この農業者大学校の場合は、ただいま申し上げましたように、すでに相当優秀な生徒が五十名ほど自宅に待機いたしておりました。その中には当然大学に進学することをやめて農業者大学校を希望した有為な青年もございまして、農林省設置法が通りませんでしたけれども、いわば応急の措置としてやりました次第でございます。私も、できるならば、農林省設置法が通りましてからこういう施設を活用いたすつもりでございますけれども、今回は残念ながら、右申しましたような次第で、やむを得ない措置としてやりました次第でございます。

○峯山昭範君 大体そういうのはおかしいと思ひます。要するに、大学に進学するはずであった人たちが自宅に待機しておる、そんなことは初めからわかつておるわけです。もっと以前に当然設置法を提出して、そして予算ができる、法案も通ってからちゃんとやっていたといふ私は思ひます。法案が通る前からその研修生を募集しておつた、大学生を募集しておつたといふことになるわけです。そのこと自体が私はまじいじゃないかと、こう言っているわけですよ。いかがですか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私は、峯山さんの御意見が違ふとは思ひません。また、そのとおりでなければならぬと、このように考えます。しかしながら、今回のこの場合は、前もってそういう

ようなことに對して、今後の農業の経営というものをいかにすべきかといういろいろな議會での御意見等もございまして、その御意見を私たちは尊重をいたして、そして今後の経営を十分にできるという有為な青年をつくり上げていきたい、こういうような考えの上に立っておりまして、ものですから、ついといましようか、ごもっともである、議會もそのようなおことばでもあり、そういう専門的なものをつくるべきである、こういう考え方によってつくる段取りをいたしまして御提案を申し上げましたところが、これは他の法案との道連れといましようか、これだけの問題でなくてそういうことになりましたので、ぜひとも、そういう点はごもっともでございますけれども、御理解賜りたいと思うのでございます。

○**山昭範君** 實際問題として、私は農業に携わる有為な青年を育てるということは、これは非常に大事なことであらうと思つて、しかし今回の農業者大学校をつくることによつて、従来からこれは当然各都道府県では経営伝習農場とか、またはそれにかわるような施設がずいぶんあります。そういう点から考えてみると、ただ単に有為な人材を国でやるということ、各都道府県でやるということ、私はこの設置法の意義等を見てもあまり変わらないと思つて、この点については、従来のいわゆるその施設というものがやっぱりまずかったのか、まだ足りないところをもつとやろうというのか、そこら辺のところをちょっと伺いたいと思つてます。

○**政府委員(大和田啓氣君)** ほとんどすべての県といつてもよいほど、経営伝習農場その他の名前ですが、現在の経営伝習農場に入学の資格から申し上げますと、中学校なりあるいは高等学校を卒業した者がすぐ入学をいたすわけでございまして、教育期間は一年ないし二年でございまして、それで私どもが現在考えております農業者大学校は、高校を卒業して、自分のところで少なくとも

二年間は農業をやった経験のある者を入れるというたてまえでございまして、教育期間は三年間で、そのうちにはもちろん大学あるいは試験場の教師、研究者等々の講義がございまして、先進地の農家に泊まり込んで実習をする、そういうこと、あるいは自分のところで農業をやらないが研究を進める、そういう制度もあるわけでございまして。さらに程度の高い、いわばいい農家をつくつて、単に自営農民として農業経営をりっぱにやるということ以外に、その地域住民のいわばリーダーとして地域開発のために挺身できる、そういうことをねらいとして行つております。したがらして、農業者大学校ができて訓練をいたしまして、やはり私どもは、経営伝習農場、その他現在県でやっております農民の教育、研修機関というものは、ますますその意義を今後において發揮してもらいたいというふうに思つておるわけでございまして。

○**山昭範君** あなたのおっしゃつておられるのはおかしいです。先ほど、いわゆるこの設置法が通らなかつたから自宅で待機させておつた、高校を卒業して大学に入学するはずの人を自宅で待機させておつたとなつた言ひましたけれども、いまのあなたの話ですと、高校卒業して、待機じゃなくて、自宅で二年間農業をやつた人を入れるというのでしよう。おかしいじゃない、これ。高校卒業して、すぐ自宅で待機じゃなくて、当然二年間は農業をやるのじゃないか。この二年間やるのを三年間、四年間、それだけの話じゃありませんか。何も設置法が通る前にこういうような研修施設をつくるというあなたの先ほどの理由は全然なくなつていんじゃない。どうです。

○**政府委員(大和田啓氣君)** 私が申し上げましたのは、農業者大学校に入学する人の中に、現に大学を選んで進学しようとしたのを取りやめて、農業者大学校に入りたという人もおるわけでございまして、自宅で待機といふものは、とにかく農業者大学校に入ること専心そのつもりでやつておりましたのが、農業者大学校が、農林省設置

法が通らないためにできないという形で、むなしく自宅におるといふ状態が、いかにも若い人たちにとつて気の毒だということでも申し上げたわけでございます。

○**山昭範君** そういうようなことでは全然納得できないです、實際問題として。しかしこの農業者大学校をつくつたからといって、いわゆる青年の都市への流出といふことが、そういう問題を實際問題として防ぎ切れるかどうかということについては相当疑問があると思つてます。また、先ほどちよつとありましたけれども、こういうふうな研修施設といふのを私はずいぶん調べてみたのですけれども、相当各都道府県にわたつてあります。先ほどもちよつと話がありましたが、私は農業者大学を、定員も五十人くらいでたつた一つづつからといつてどうということはない。それよりも、各都道府県におけるこういうふうないろいろなもの、技術をいふんあります。そういうふうなものにもつと力を入れるべきじゃないか、そういうふうな基本的な姿勢がちよつと間違つていんじゃないか、こういうぐあいには思つてますが、いかがでしょう。

○**政府委員(大和田啓氣君)** 現在、中学校あるいは高等学校を出て新しく農業に従事する人の数は大体ここ数年あまり変わらぬ数字で六万程度でございまして。その中に半分と少し男子、半分より少し少なく女子といふことでございまして、その人たちにやはり実技をあわせて研修をいたすことは、今後の農業経営の後継者を養ふ意味で、私ども非常に大事なことで考えております。したがらして、農林省といつたしましては、農業者大学校の教育を充実する以外に、現在五十ほど各県に経営伝習農場のものがあつて、現に六千の人数がそこで教育を受けておるわけでございまして、農林省としても今後十分努力をいたすつもりでございまして。

○**山昭範君** だから、要するに国で一つ施設をつくるよりも、もつと各都道府県の施設に對して力を入れるべきじゃないかと、私はこつと申してゐるのです。實際問題として、あなたのほうから出していただいている研修施設、伝習農場の一覧表によつて見ても、いわゆる生徒、研修人員が全然入っていないところが幾つもある。高卒から入っていないところが幾つもある。またその生徒が一人しかいないところもある。こういうような点から考えてみると、もつとつと力を入れるべきところが間違つていふんじゃないか。各都道府県におけるいわゆるこういうふうな施設がもう満員になつて、そして非常に何といひますか、こういうところから優秀な人たちがどんどん育つていっているというふうな、そういうふうな現状であれば、私はそういうふうな人たちの中から、また要するに優秀な人材を育てる、農村のリーダーを育てるというならわかりますけれども、現実に各都道府県でやつておるところのいわゆる農業学園とか、または研修所とか、そういうところ、高校を卒業してやつていふ人たちがほとんどいないところがずいぶんある。こういうふうな状態では、私はこういうふうなところにこそもつと力を入れるべきじゃないか、こう思つてますがね。

○**政府委員(大和田啓氣君)** 五十ほどの経営伝習農場の中には、大都市を含む府県で生徒があまり集まらないところが事実あるわけでございまして。これは具体的に申し上げますと、大阪がそうでございますけれども、それはなかなか大阪府の実態からいたしまして、そこで若い農家の人が経営伝習農場のものに入つて、みづから鍛えるといふことがなかなか望まれないような環境の人もあるわけでございまして、四十六県、私ども一律に経営伝習農場をやつていくといふことではなくて、やはり県の実態に即して、その農業の今後の進み方に即して、伸ばすべきところを大いに伸ばしていくと、四十六県の中で一つ二つをういふかなかなかうまくいかないところがございまして、そ

れはあきらめるということではございませんけれども、まあ地帯によって伸ばすべきところを大いに伸ばしていきたいというのが私の趣旨でございます。

○**釜山昭範君** あなたはいま大阪をあげましたけれどもね、大阪は確かにそうかも知れませんが、いづいぶんあります。福島県の経営伝習農場、二つとも高校卒一人もいないでしょう。それから石川県の経営研修農場だっているでしょう。岐阜県の農業センターだっているでしょう。それだけじゃない、香川県の機械化農場だっているでしょう。佐賀県の農業研修学園も高卒一名もいないでしょう。あなた大阪だけ言いましたけれども、大阪なんか関係ないです、大阪は都市なんです。当然あるべきところでないところがいづいぶんあるんじゃないですか。あなたのところから出た資料ですよ、これは。

○**政府委員(大和田啓君)** いま御指摘がございました福島等々の研修農場で高卒がおりませんのは、これは最近まで中卒だけをとっておったというところでございます。福島がその適例でございますが、高卒は今後ふえるというふうに私も当然考えておるわけでございます。

○**釜山昭範君** ほんとうですか、それ。いつから高卒を今年まで全然採用しなかったのですか、来年からする予定ですか。

○**政府委員(大和田啓君)** 別に国が高卒はだめであった中卒に限るといふ、そういう指導で前からいたしておりましたけれども、県のそれぞれのいわば持ち味という形で、中学校を出た人をもらって教育したいということをやっておったのが福島であらうと思います。したがって、この福島の数字をごらんいただきました、高卒がないのはどういふふうにおっしゃるわけでございませうが、今後の県の方針あるいは地元農家の気持ちの動き等々によりまして、私は中卒ばかりでな

しに高卒もだんだんふえてくるというふうに考えておるわけでございます。

○**釜山昭範君** ばくは何か福島だけ言っているのではない。全国的な動きから見て言っているのではない。全然とにかくここにあらう言っているところが多いじゃないか。たとえば岐阜県の農業センターだつて高校卒一人もいないじゃないですか。香川県の機械化農場というの一人もいない。あなたのほうから出た表には一人も載っていない。こういうところにもっと力を入れたほうがいいんじゃないか、こう言っているのですよ。ちょっと何か突っ込まれると、各都道府県にまかしておるなという、そういう考えはよくないですよ。

○**政府委員(大和田啓君)** 先ほど申し上げましたように、高卒をとるか、あるいは中卒を主体にするかということは、農林省で一律に指導しておらないわけでございますけれども、最近における農家の子弟の動きを見ますと、だんだん高卒で農業に残っていく人の数がふえておるわけでございます。したがって、いま申しましたように、だんだん福島、その他高卒の入っていないところの経営伝習農場等において大いに高卒を入れて、研修農場の教育のレベルを上げていくということは、私も当然そうすべきであらうと思ひます。今後そういう方向で努力をいたしたいというふうに思ひます。

○**釜山昭範君** ですから、この今度の農業者大学校設立のいわゆる教育方針並びにその趣旨を読んでもみしても、これは農業をめぐる内外の動向にかんがみ、みずから自立経営のいい手となることと、地域農業の振興と社会開発推進の中核となるべきいわゆる人材を育成すると、まあこう書いてありますし、また、経営伝習農場の教育要項の中に、将来自営農民になる農村青少年の男女に對して、農業経営並びに生活について実習教育を行ない、新時代の日本農業を担当するにふさわしい知識と技術を身につけさせるにあると、こういううぐあいにあるわけですが、これ両方とも、大学の設置の趣旨と、それから各都道府県で

やっているところの経営伝習農場の教育要項の趣旨とはほとんど一致しているわけですね。そういう点からいって私は、いまさらあらためてこういうふうな大学校をつくるというふうなやうなことで、より、まだ現在できている各都道府県のいわゆるこの伝習農場とか、こういう施設に對して、もつと力を入れたほうが、実意義があるんじゃないか。要するに各都道府県の伝習農場があつて、その上に農業者大学校ができて、その設置の意義は案外薄れるのじゃないか、こう思うのですが、いかがですか。

○**政府委員(大和田啓君)** 先ほど申し上げましたように、農業者大学校の生徒の質あるいは教育の水準は、県の伝習農場に比べて相当高いわけでございまして、私もこれからの農業経営の進んでいく道を考えますと、やはり相当高い能力が要求される面もございまして、また地域の指導者として高いレベルの青年を必要とするという事情がございまして、農業者大学校をつくるわけでございまして。ただ各県の経営伝習農場も、何とないまでも、農家のあと取り、青年経営者の質がよくなりまして、りっぱな農業ができないのが当然でございますから、各県の伝習農場の質を今後向上させて、若い農家の育成に私どもとつとめるために十分の努力をいたしたいと思ひます。

○**釜山昭範君** わが国の農業のいわゆる農業近代化をしていくためには、次代の農業をになう人材を育成する、また後継者を育てるということが重要なことであるといふことは、私もよくわかります。いま実際問題としては、各都道府県ではそういうふうにいづいぶん農家とかが研修センターをつくっている。それに対して一体政府は、それじゃいままでどんな後継者政策といふものをやってきたのか、この点について伺いたいと思ひます。

○**政府委員(大和田啓君)** 経営伝習農場は、これは相当前からある施設でございますが、私もこの仕事といたしまして、その施設の整備のための努力をするということが一つでございま

す。それから各県の施設をやや離れて、各地域からの若い人々を養成するための施設もあわせて充実をいたすわけでございます。そのほか農村青年の活動を促進するための費用として、こゝろ、三年四千万円程度の予算を計上いたしまして、青年の農村の活動のために大いに努力をいたしておるわけでございます。

○**釜山昭範君** この農業者大学校をつくって農業のいわゆる後継者の育成という点については、まあ大体わからぬでもないのですけれども、一つ心配なことは、各都道府県で高校を卒業してやはり各都道府県の伝習農場とか技術センターに入っている人たちが、また国の農業者大学校に入った人たちの断絶というのが生まれてくるんじゃないか。特殊な人間をつくることになりはしないか。かえってそういうところから、いわゆる農村の青少年の優秀なリーダーが生まれるのはいいけれども、そのことによってかえって農村が混乱しはしないか、そういうことも現実の問題として考えられるわけです。そういうことについても、私はこの点についてはもつと力を入れて、基本的に考え直すべきじゃないかということを考えるわけなんです。そういうふうな意味におきまして、先ほどからいづいぶんありましたけれども、各都道府県、こういうふうな施設に對しても、もつと抜本的に政府が力を入れていくべきではないか、こういうぐあいに思ふのですが、大臣いかがですか。

○**国務大臣(長谷川四郎君)** 地方の研修所のシステムというこれに對しては、御承知のとおりでございますが、せつ々山さんのお話もございまして、そのとおり私も考えますので、特に今後は各県の研修所等には特別な意を用いて、その目的が達せられる方法を講じていきたいと、こういうふうに考えます。

特にまた、いま提出して御審議を願っている点につきましても、これは各県の適地適作という点にはもちろんございませうけれども、もつと日本国内、アジア全体の農業の上に立つて、日本農業の進むべき道、こういうふうな点も考慮しなけ

ればなりませんので、少しくは趣が相違がございます。そういうような観点に立って、ただいませっかく皆さん方に御審議を願っておるわけでございます。峯山さんの意は十分尊重いたしてそのようにしたいと考えます。

○中尾辰義君 関連。農業者大学校の件ですが、これは各省とも付属機関なりあるいは講習所みたいなものが、それぞれ防衛大学校とか税務大学校とか、いろいろありますけれども、大学令に基づく大学とはどういふ点が違うのですか、その点をちょっと。

○政府委員(大和田啓気君) 農業者大学校について申し上げますと、就業年限が三年間でございまして、それから学力をいたしましては高等学校卒業程度でございまして、ただ高等学校を出たということだけではなくて、自宅で農業を二年間程度やってきた人という条件をいたしておるわけでございます。

さらに教育の内容について申し上げますと、全部寄宿制度をとっております。さらにいけば講義のほかは、先ほども申し上げましたけれども、自宅研修あるいは篤農家、先進農家等に対して実地に行つて勉強するという、そういういわば学問と実際とあわせて教育するのが、この農業者大学校の特色でございます。

○中尾辰義君 私聞いていたのは、いわゆる大学という名称が、別に大学令に基づかなくても、かつていろいろと使えるのかどうかですね。こういうふうに大学という名称を使いたがると、国民が非常にまぎらわしく思う。そうして卒業した場合に、卒業後の資格はどういうところが違うのですか、この二つの点を。

○政府委員(大和田啓気君) これは学校教育法等による大学と違ひまして、そういう大学卒業の資格はございません。この実力ができたということだけでございます。それから大学校の名前を持つております施設がたしか十三ほどあるわけでございますが、農林省関係では農業者大学校がございまして、そのほか水産大学校、この水産大学校も就

業年限三年でございまして。また農林関係では三つほど、農林研究所あるいは食糧管理講習所、林業関係にも研修所がございましてけれども、農林省関係の中では研修所と呼びますものは大体三つございまして、これは農林省の職員あるいは都道府県の職員というものの実技の講習でございまして、農林省といたしましては、大学校と研修所あるいは講習所とは厳格に区別をして使つておるわけでございます。ただ、自治大学校、その他農林省以外にいろいろな大学校がございましてけれども、それは必ずしもそういう農業者大学校、水産大学校のような、いわば学生を教育する機関ではなくて、職員の教育機関であるものもあるようでございます。

○中尾辰義君 そうしたら、これを卒業しまして学士号なんかはないわけですね。

○政府委員(大和田啓気君) 学士号はございません。中尾辰義君 これまで終わりますが、それならば、要するに一つの研修所なんですから、何も大学という名称を使わなくてもよろしいのじゃないか、その辺。

○政府委員(大和田啓気君) 大学ではございませんで、大学校でございまして、これは大学ではなくて、大学校でございまして、まあとにかく三年間優秀な学生の教育をして、しかも、先生は大学の研究機関等の一流の人でございまして、私も一般の講習所、研修所という名前よりは農業者大学校というふうにするほうが、学生のためにいいであらうということ、農業者大学校という名前をつけたらいいと思つておるわけでございます。

○峯山昭範君 続いて出ております熱帯農業研究センターのことについて、二、三伺いたいと思つます。

先日質問もありましたけれども、熱帯農業研究センターが今回新設されるにあつて、その見返りにいわれる高知の種畜牧場ですか、あれが廃止されるということをおらつと聞いたのですが、こ

れはいかがですか。

○政府委員(大和田啓気君) 今度のお願ひしてあります農林省設置法の改正で、熱帯農業研究センターの新設と、高知の種畜牧場の廃止とが内容としてありますことは、御承知のとおりであります。これはある意味で、たまたま一緒にこういうことになったということでございまして、高知の種畜牧場は、後ほど畜産局長から話があると思いますが、種畜牧場の整備というたてまえから高知の種畜牧場を廃止して、さらに種畜牧場全体の整備をはかるというたてまえで廃止をいたしますので、熱帯農研をつくるから高知種畜牧場を廃止する、そういう直接の牽連関係はございませんで、ただ私ども行政機構はできるだけ簡素化したことがたてまえでございまして、そういうことで、その付属機関をたくさんつくるということは考えられない状態でございますが、この問題で直接高知の種畜牧場と熱帯農研とが直ちに結びついておるということではございません。

○峯山昭範君 ただいま熱帯農業研究センターの設置の趣旨のところに、アジアの農業先進国であるわが国の立場より、熱帯、亜熱帯の開発途上にある国々の農業の発展をはかるため、内外から強く求められておる、こういうぐあいにありますけれども、内外から強く求められておるというところは、どういふことですかね、具体的に。

○政府委員(横尾正之君) 熱帯または亜熱帯に所在をいたします東南アジア等のいわゆる開発途上国におきまして、食糧問題、農業問題が経済振興の上できわめて重要な事柄であるというところは申し上げるまでもないと思つますが、これらの国におきまして、いま申し上げましたような観点から技術の振興をはかりましたために、研究水準、研究領域を上げる必要があるということで、従来から、具体的に申し上げますならば、セイロンでございまして東南アジアに属します諸国におきまして、わが国の稲等の研究水準を現地に生かしてほしいというような要望は繰り返してあるわけござ

います。片や一方、国内の状況から見ますならば、先刻先生のお話しにもございましたけれども、わが国の東南アジアに対します国際的な位置と、国内におきます試験研究の水準を向上するとの観点からいたしまして、具体的に申し上げますならば、たとえば稲につきましてインディカ稲を導入をいたしました、耐病性、耐倒伏性等の特性を付与するといふような観点で、国内におきまして熱帯農業研究を進めるべしという、それが従来とも具体的に相当強かつたのでございまして、そういうことで、内外のそういう背景を受けてまして、今回それを組織的にはつきりいたしたいということ、付属機関として熱帯農業研究センターを設けたいというのが趣旨でございます。

○峯山昭範君 そうすると、今回の設置以前に、もうすでに現在まで何人かの人を東南アジアに派遣していらつしやるわけですが、それは一体どういふふうな資格で派遣をしていられるのか、またどういふふうな成果があつたのか、この点について伺いたいと思つます。

○政府委員(横尾正之君) 御指摘のごとく、昭和四十一年度から在外研究員という名前前で現地に研究者を出張の形をとつて派遣をいたしておりました。その身分は、国内の試験研究機関の研究者という身分を持続しながら、出張という形をとつて、先ほど申しましたように、昭和四十一年度から在外研究員を派遣をいたしてまいつておるのでございます。

次に、御質問のございました成果でございますが、昭和四十一年度から派遣を始めて、大体におきまして基準は二、三年くらい同一個所で研究を続ける、同一の現地で研究を続けるということ、ございまして、まだ帰つてまいりました者がほとんどない段階でございまして、的確にこういふ成果があるといふことにつきましては、なかなかむずかしい点もございまして、たとえば稲の育種につきまして、現地の状況に應じます品種の改良ということが非常に重要でございまして、こういう点につきましては、現地におきまし

て研究過程を通じて相当の寄与をいたしておるといふふうに存じております。そういう成果は、今後研究員が帰ってまいりますれば整理をいたし、それをベースにしてさらに進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○**山田昭範君** そうすると、この熱帯農業研究センターの設立によって、組織的にもうはつきりするわけですが、従来から、こういうふうな組織ができて、いわゆる能率を推進するというようなことは非常にいいことでありますけれども、実際現実の問題として、こういうふうな機構が一つふえた、そういうようなことに終わっては私には何にもならないと思うのです。現実にはそういう資料は現在どういうふうに保管されているかわかりませんが、ただ単に資料を積んでおくというふうな形になっては、私は何にもならないと思うのです。そういう点について、どういうぐあいに考えていらっしゃるか。また現在、おたくからの資料の中にもいろいろ書いてございますが、これだけの人数でいわゆる所期の目的を達成することができぬのかどうかですね。この点について伺いたいと思います。

○**国務大臣(長谷川四郎君)** 山田さんのお尋ねのこと、海外に出張はしていませんけれども、実際は日本の技術は、全部出張をいたしまして、現場現場の指導をしております。フィリピンにおいてもそのとおりでございますし、インドにおいてもセイロンにおいてもそのとおりです。特に今回は、沖繩が当然もう近いうちにわがほうに返ってまいります。それで沖繩を、いかにフルに使って沖繩の生産向上をやるかという、こういうところに最も重点が置かれてある、これを御了承願いたいと思う。ただ表向きははつきりと沖繩のために何だというわけにまいりませんが、沖繩は重点的に、いかにして高率率の農業政策をやるか、こういうところにあるので、それに間に合うように十分な研究をさせていきたい、こういうふうと考えております。

○**山田昭範君** 沖繩が出てまいりましたから沖繩

にいけますが、非常にいまの趣旨は私は賛成です。重点的に沖繩の農業についても大いに力を入れる、これは当然大事なことであると思います。ですから、今度のセンターの設置について、沖繩に支所をつくるということは非常に意義のあることであると思います。しかし、ここでちょっと気になるのは、それだけ大臣がいま力を入れていられるのは、その沖繩の支所の人員がたった二名である。たった二名で実際の、大臣がいまおっしゃったような所期の目的を達成することができるといふこと、こんなことでは、ほんとに、実際口で言っていることとこの設置法にあらわれた問題とは食い違っているのではないかと、こういうぐあいに思うのですが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(長谷川四郎君)** その点は十分私のはうが申し上げたいくらいなんですけれども、一応こういうような開設要員として出して置く、こういうふうなやつをおかないと、なかなか初めは通らぬもんだ、それをやっぱり御理解願わなければ、まず出発することしなければなりません。これはうちうちの話まで申し上げては申しわけございませんけれども、そういうことなんで、まさに申し上げるのとおりでございますので、今後は十分それに備えるだけの人員を確保してまいりたいと思います。

○**山田昭範君** いまの開設要員として二名というのはよくわかります。ですから、一応設置法を通すために、それはそういうことであるなら、それはけっこうですけれども、将来の見通し、考え方は、沖繩に対してはどういうぐあいにやっていくという考えであるか、それを伺いたいと思います。

○**政府委員(横尾正之君)** 沖繩にございます支所の研究の方向でございますが、御承知のように、沖繩の農業の発展をも含めて、当該支所を生かしてまいるといふ観点からいたしますならば、まず熱帯等の優良作物を導入いたしまして、それを沖繩等に定着をさせ、さらにこれを他の地にも活用してまいるといふような意味での優良作物の導

入・定着、さらにそれを延長いたしますと、育種といったような側面も入ってまいります。

具体的に申し上げますならば、サトウキビ、バナナ、アップル等の作物につきまして、優良なものを導入して、定着してこれを活用させるということ、これが第一でございます。それから第二点といたしましては、御承知のような気象条件下、多雨高温の気象条件下でございますので、地力の維持増強といったことが非常に重要でございますので、それを第二点の目標に取り上げたい。第三点は、病害虫の防除でございます。これは温暖地と違い、それを追及してまいるといふようなことを考えてまいりたい。

以上申し上げたようなことを重点にいたしまして、今後、研究課題を組織的にきめて、それに応じて関係方面とも十分に連絡をはかりつつ研究の拡充をはかる。そのためには必要な施設を充実をし、人も、関係方面と連絡しながら、計画的に充実をしてまいりたいというふうに事務局として方向を考えておるのでございます。

○**山田昭範君** いまお伺いした範囲内では、どうも現実の問題としては、大臣の決意とはいふんかけ離れた、抽象的な計画のように私は思うのですが、もっと実際問題として、基本的に沖繩に對する考え方は進めていくべきじゃないかと、こう思います。

最後に、沖繩のことをもうちょっと聞いておきたいと思うのでありますが、沖繩における農業人口はどれくらいいるのか。また、沖繩における農業の実態は現在どういうぐあいになっているのか。また、沖繩におけるお米はどういうふうになつていっているのか。この点について伺っておきたいと思ひます。

○**政府委員(横尾正之君)** 御質問のございました点でございますが、まず就業人口でございますが、農業就業人口は昭和四十二年の数字によりましては十四万一千程度でございます。全就業人口の中で約三割を占めると、こういうふうになつております。

それから稲作でございますが、稲作につきましては、面積は一九六〇年には一万一千七百三十ヘクタール程度の面積がございましたが、一九六七年におきましては四千二百六十二ヘクタールというところで面積は減っております。それから収量につきましては、内地から比べますとその水準が低くて、十アルル当たり三百キロを切るというような状況でございます。

○**山田昭範君** お米の問題についてはまだ……。
○**政府委員(横尾正之君)** 米につきましては、最近の実情は、島内の総消費量約九万トン程度でございますが、島内における生産量は一万トンをやや切るといふ、九千トン前後という生産の状況でございます。したがって、約八万トン程度の外国からの輸入を行なつておるといふ実情でございます。

○**山田昭範君** それでは続いてちょっと関連いたしまして、農林省関係の審議会のことについて二、三質問したいと思うのです。

まず最初に、審議会の問題については先般からいろいろ問題になっております。最近審議会が非常に多くて、非常に実質的な審議会が少なくない。だから整理したほうがいいじゃないかと、また、せっかく審議会で意見が出ても、政府はそれをはとんど無視しているとか、また先日新聞によりまして、自民党ではいわゆる一省一審議会にしようという意見が出ています、そういうようなことを私は聞いています。この審議会のこのふうなふうなときにあたりまして、特に農林省関係相当の審議会の設置につきまして、いろいろ問題がありますので、初めに基本的な問題であります。この審議会の設置につきまして、これはすでに大臣も御存じのとおりだと思ひますが、いわゆる閣議了解事項として昭和四十二年ごろに定められたものとありますが、私はこういうふうに聞いております。これは、これをほんとうは全部読んでいたきたいわけですが、時間が時間の関係もありまして、いわゆる昭和四十二年

十月の閣議了解事項の中でその第五項目、委員の人数のところがあります。この点についてどうなっているのか答弁を願いたいと思います。

○政府委員(大和田啓気君) 委員はまあ二十名程度を原則とするという趣旨のものがございまして、それで農林省関係で申し上げますと、二十三ほどの審議会があるわけでございまして、おおむね二十名程度でございまして、中には二十名をオーバーしていたりするものが幾つかあるわけでございまして、それでその中で、たとえば農林物資規格調査会というのが委員の定数五十名、これは部会で処理いたします関係上、人数が多いためでございますが、農林物資規格調査会の五十名につきましまして、ただいま法律の改正を国会に出しておりますので、そこでは二十名以内とするというふうに改正をいたすつもりでおるわけでございまして、したがって……

○峯山昭範君 ちょっと、私が聞いたところだけ答えてくれればいいのです、時間がないから。わかりやすく、さっとやるために言っているのです。きまったことよりも、よけいなことをぐずぐず言わずに……このもうきままりをちゃんと初めに言ってもらえれば結構です。ですから先ほども言ったように、わざわざ言っているのです。昭和四十二年の十月に閣議了解事項としてきめられた、いわゆる委員の数の項が第五項目にあるから、そこを一本はつきり読み上げてもらいたい、こう言っているのです。

○政府委員(大和田啓気君) 委員の数を二十名程度にするということになっております。

○峯山昭範君 私さきのうからこの点言っているのですから、ちゃんと読み上げてもらいたいのです。まあそれは結構です。

次に行きますけれども、審議会の委員の人数についても、これは人選についてはすでに昭和三十八年の九月に閣議了解事項としてきめられまして、それからそのあと昭和四十年の八月には、閣議決定として、審議会委員の選考に関するきまりがちゃんと出ているはずであります。このいわ

ゆる審議会委員の人選に関する閣議了解事項はどのようなになっているか、この点を教えてもらいたいのと思います。

○政府委員(大和田啓気君) 閣議の了解事項といましては、国会議員及び行政機関の職員は原則として審議会委員の構成員にしないものとする等々のことがございまして、兼職は四以内とするというのがあるわけでございまして……

○峯山昭範君 どうもはつきりしませんので、はつきり私申し上げますけれども、審議会の委員の兼職については、「兼職の数は最高四とする」と、こうはつきり、昭和三十八年の九月二十日の分でありまして、最高四とはつきりきまっております。それから昭和四十年の八月の十七日の分についても、先ほどの三十八年九月二十日の口頭了解事項のこの主旨を徹底させることとすると、この閣議決定が両方あります。この二つに基づきまして、先ほど官房長がすでにおっしゃいましたけれども、審議会の定数は二十名、委員の兼職は最高四までとする、こういううまいことになっているわけでございまして、現実の問題として農林省関係は全部で二十三ある審議会の……現在二十三だと思っておりますが、その審議会のうち十二の審議会がもうすでに二十名以上となっているわけです。この点については、先ほどオーバーしているものを多いいものを言い出しましたけれども、どういうぐあいに考えられているのか、伺いたいと思います。

○政府委員(大和田啓気君) 二十名程度オーバーをいたしておりますものの中には、審議会の中で部会をつくって相当こまかく審議をいたします必要上、どうしても二十名をこえざるを得ないものがあるわけでございまして、私もできるだけ人数は二十名以内に整理することを目標といたしまして、先ほど申し上げましたが、農林物資規格調査会のごときは、委員定数五十名を、今回の改正法で二十名にするというように努力をいたしておるわけでございまして、今後ともこの努力は続けたいというふうに考えております。

○峯山昭範君 定員の問題についてはいろいろありますから、このくらいにしますけれども、それじゃあ次に、審議会の委員の選考については、先ほど申し上げましたように、二つの閣議了解事項、決定事項がございまして、この点についてはどういうぐあいに考えか、伺いたいと思います。

○政府委員(大和田啓気君) 兼職四が最高であるということにつきましては、私もその努力をいたしておるわけでございまして、それでずうっと累年調査がございまして、詳細は略しまして、昭和四十年におきましては、五以上の兼職の人が十七名おったわけでございまして、四十二年、四十三年と逐次減少いたしまして、四十四年七月現在におきましては九人あるわけでございまして、今後におきましても兼職四が最高ということを目途といたしまして、努力をいたしたいと考えております。

○峯山昭範君 いま聞いておりますと、審議会の委員の兼職は最高四、その点については検討している、そういうふうな聞こえをしますけれども、現実には全然逆でありまして、私が調べたところによりまして、そういうことについてはまるっきりむとんちゃくである。はつきりその点がわかるんですが、一例をあげて具体的に言うところから申し上げますけれども、たとえば米価審議会にいたしたいと思えます。米価審議会の委員については、これは任期は一年であります。ですから四年の五月にこれは再選、または新しく任命したと、こういうふうな聞こえをしておりますけれども、これから私が名前を申し上げる方々は、一体幾つ審議会を兼任しているか言ってもらいたいのと思えます。米価審議会の、これは敬称を略しますが、石原さん、稲葉さん、円城寺さん、大来さんです。この四人について幾つずつ審議会を兼任しているか、そこで一ぺん言ってもらいたいのと思えます。

○政府委員(大和田啓気君) 御指摘の稲葉さんが八、円城寺さんと大来さんが七、石原さんが六でございまして、ただ農林省としてこの点について無

関心だというお話でございますが、米価審議会につきましまして、実は昨年は兼職四をこえる人が十人ございまして、これはこれは七人に減っておるわけでございまして……

○峯山昭範君 実際兼職の人が減ったとなんて言っておりますけれども、いま石原さん、稲葉さん、おっしゃいましたけれども、実際石原さんは幾つ兼任しているかといふと、いま六と言いましたね。ところが実際は私が調べたところによりまして、九つ兼任しておる。言ってみましょうか。これはもちろんいま問題になっているよその省では、あまり兼職が多いのかえようということになっている。かえようということになっているのが産業構造審議会、四十四年六月一日が任期でありまして、今度の改選にあたってあまり多いからかえようじゃないかという話が出ています。また都市交通審議会というのが六月十三日が任期ですが、いわゆる米価審議会が四十四年五月十日に再任されている、そのときには現実には九つあった。そのときに、こういうことについては閣議了解事項、それできまっておりますが、こんなことについては全然考えなかった。全然考えなくてやったのでしょう。こういうことは閣議決定事項、そんなことについて、一つも頭の中になかったのではありません。従来からなっているからそのとおり、そういう感じじゃないですか。もう少しやばりきまめたことはちゃんとやるだけのあれがないといふ感じがする。実際問題として、そのほかの人たちがどのくらい兼職しているかということは何もわかっていないのではないかと、もつとこういうふうな兼職の問題については、米価の問題一つ取り上げてみても、全然何もなしでそういう……、そういうことは検討しないで再任しているのですか、どうですか。

○政府委員(大和田啓気君) 石原さん、これは米価審議会の委員を任命するときに、私も承知いたしておりますところは、兼任は、米価審議会を入れて六でございまして、おそらくその後の選任があつたのではないかと、いうふうに考えております。

す。

そこで農林省はこの問題について無関心ではないかというお話しでございますが、無関心ではございませんで、私も委員の任命をいたしますときに、兼職の有無あるいは兼職の多寡ということ、慎重に考慮したことのひとつでございます。その証拠には、先ほども申し上げましたけれども、四十年には兼職五つ以上の人が二十六名ございましたが、四十年八月、十七名、四十二年八月、十六名、四十三年十一月、十三名、四十四年七月、九名というふうに漸次減らしてきています次第でございます。米価審議会につきましては、後ほど食糧庁長官からお話があるかも知れませんが、この兼職四をこえる九人の人たちのうちで八人までは米価審議会委員でございます。そのほかの委員会につきましては、兼職四をこえる人は一人でございます。これは米価決定がきわめて重要であることから、やむを得ない措置というふうに私も考えておるわけでございますが、できるだけ兼職の問題は今後も慎重に取り扱ってまいりたいと思っております。

○釜山昭範君　ですから米価審議会が一番問題だから私は聞いているわけです。米価審議会の問題についてはもともと生産者代表を入れるべきであり、また、もともと消費者代表を入れるべきじゃないかという話まで出ております。ことしから多少入ったようだけれども、審議の問題についても十分審議されていないんじゃないか、こんなこともいわれております。当然こういう七つも八つも兼職して、こういう人を何も委員にしないで、もともとほかのいらないのじゃないか、検討していると言っておりますが、一つも検討していることにならないと思っております。この点についてどういうふうに考えているか、もう一回伺いたいと思っております。

○政府委員(梅垣徳太郎君)　確かに現在米価審議会の委員をお願いしております方々の中には、閣議了解による最高兼職数をオーバーする方がかなりの人数いるわけでございますが、私は、申し上げるまでもなく、米価審議会の委員の選任には、

それぞれ立場からの御意見のほかに、米価が及ぼします社会、経済一般の影響の大きさという点から、大所高所からの御議論を願う必要があるというところで、現在の委員の兼職の問題、私も承知はいたしたわけでございますが、どうしてもこういう先生方をお願いしたいというところで、兼職の問題につきましては、私は、農林省だけで兼職の問題の整理はなかなか進まないのでございます。内閣におきまして、人事担当官会議において、最高兼職数をオーバーする場合には、その審議をした上で、内閣の了承を得て任命できるということに事実上取り扱われておりまして、私もその手続を踏んだのでございます。兼職数の多い委員の方々については、内閣としても、各省協力して兼職数の減少に努力をするという条件つきで了承を得たのでございます。今後とも私もどうしても、どうしても米価審議会をお願いしたいという方については、農林省はもとより、各省の御協力を得て、閣議了解の線に沿って努力を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長(八田一朗君)　議事の都合により、本案に対する質疑は後刻にいたします。

○委員長(八田一朗君)　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○前川且君　それでは、防衛二法案、ただいま審議されておりますのは、陸上自衛官の増員が中心になりますが、三次防衛日本の自衛力は強化されつつありますが、さらに引き続いて四次防衛ということになります。一方では国内で自衛力を増強する、一方外では軍縮に積極的に取り組む、軍縮と自衛力の増強というものと、これはやや矛盾しているようにも思われます。関連があると思っておりますので、軍縮問題について、外務大臣と防衛庁長官にお伺いをしたいと思います。

まず、防衛庁長官にお伺いいたしますが、今度のジュネーブの軍縮会議に対応して、軍縮問題でいろいろ防衛庁の中でもスタッフをおつくりになったということが報ぜられておりますが、防衛庁長官はどういう態度なり、どういう姿勢なり、どういう考えを、今日の軍縮に対して持っておられますか。ごくかいつまんで手短かにお答えいただけますか。

○国務大臣(有田喜一君)　いわゆる軍縮問題は、平和を願う世界各国の共通の問題といたしまして、われわれもこの軍縮委員会に非常な関心を持っておるものであります。これは外務大臣からお話があると思いますが、今回の軍縮委員会におきましては、核軍縮、また地下核実験の禁止の問題、化学生物兵器の禁止の問題あるいは海底軍事利用の禁止といったような諸問題が討議されるものと思っておりますが、防衛庁といたしましては、これらの諸問題の検討が促進されるように、積極的に協力いたしまして、軍縮の促進による平和の維持に貢献したい、かような考えを持っております。

なお、防衛庁が軍縮スタッフを設置しようだかというお尋ねでございますが、さつきも言いましたように、軍縮問題につきましては、われわれは特別の関心を持って、世界平和のために協力しなければいけない。で、日本としましては、外務省が御承知のとおり、いろいろやっていらつしやいます。が、いわゆる外務省から防衛庁に対するいろいろの御照会もあると思っております。つきましては、そういうことに対する防衛庁としての一つの窓口が必要であらう、かように考えまして、渉外担当参事官を中心といたしまして、そうして防衛庁の関係の深い人々をそれに配置いたしまして、新たに部局を設けるというようなことではなくて、関係の人の渉外参事官を中心として約十名程度の担当官を入れて、そうして外務省のいろいろの御照会に対して迅速かつ円滑に進むように、こういうふうな臨時的な一つのスタッフをつくらうと思っております。いま検討しているという段階でございます。

す。

○前川且君　時間が短こうございますので、手短かに御質問いたしますが、まず今度のジュネーブの軍縮会議でいろいろ問題になろうと思うことがたくさんございます。外務大臣、前から軍縮に対して非常な熱意を持っていられつしやうということをお伺いしておりますので、いろいろ聞いてまいりたいと思っております。まず一つはBCWという化学細菌兵器がひとつ問題になろうと思っております。そこで防衛庁いかがですか、このBCWというものは、日本はいま開発しておりますか、研究しておりますか。

○国務大臣(有田喜一君)　防衛庁ではいわゆるBC兵器は開発しておりません。したがって研究もしておりません。

○前川且君　在日米軍が日本でBC兵器を研究開発しているという事実はありますか。

○国務大臣(有田喜一君)　そのような事実はないと承知しております。

○前川且君　このBCWにつきましては、防衛庁としては、この兵器の特徴として、攻撃兵器であるとお考えですか、いかがですか。たとえばこれはBC兵器の中にも一部分、たとえば催涙ガスというふうなものは一部分純粹な防衛に転用できるものもあると思っておりますが、そういうものを除いて全体として見た場合、これは攻撃兵器と考えるべきであらうと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(有田喜一君)　個々の兵器につきまして、それが攻撃のものであるか、それが防衛的なものであるかということは、それが使用される状況に応じまして、その使用の目的、用法などによって判断されるものと思っております。その機能を固定的に定義することは、私は適当でないと思っております。BC兵器についても同様のことが言えると思われま。BC兵器が本来的に攻撃的であるか、防衛的であるかということは、そういうことを規定することは非常にむずかしい問題と考えております。

○前川且君 たえば細菌兵器、生物兵器にいたしましても、それは特定の対象だけ、敵対する相手の国の戦闘員だけを対象にして働くのではありません。相手も味方も、非戦闘員も全部含めて広がっていつ、これは防ぎようがないわけですね。そういうことを考えると、これは国内で使うということはちょっと考えられませんか。主としてやはり国外で使うのが主たる目的であろうと思います。そういうことを勘案していきますと、このB C兵器、まあC兵器の一部は、先ほど申しましたように防衛的に使える場合があつても、全体としてやはり攻撃兵器と見るのが正しい認識ではないかと思いますが、いかがですか、再度お伺いたします。

○国務大臣(有田喜一君) B C兵器の開発は、さきにも申しましたように、わが国ではこれはやっております。また、将来もそれを開発する意思はいまのところ持っておりますので、現実問題として、自衛権とB C兵器の関係について検討したことは、実を言ふとないのではありません。したがって、私から明確に答弁することは差し控えたいと思うのですが、もしも必要であれば政府委員をして答弁せしめます。

○政府委員(島田豊君) 先ほど長官からお話しございましたように、B C兵器につきましてもわが国としての開発もございませんので、その実態がよくわからないわけでございますが、したがって、それを攻撃的に使う場合と防衛的に使う場合、双方の使い方があろうかと思ひます。したがって、先ほど長官からお話しがありましたように、そのときの用法によりまして、それが攻撃的ともなり、防衛的ともなるということでございますので、これが本来的に攻撃的な兵器であるというふうな規定することは、ちょっとむずかしいのではないかと考へるわけでございます。まあ防衛兵器として使う場合も絶無ではないというふうな考へられるわけでございます。

○前川且君 それでは法制局にお尋ねしますが、このB C兵器、非常に大きな災害をもたらしま

す。核兵器以上だといわれておりますね、常識的に。これは、こういうものを保持するということ、あるいはつくるということ、持つということですね。これは日本の自衛権の範囲を越えると思ひますが、その辺の法律解釈はいかがですか。

○政府委員(真田秀夫君) お答え申し上げます。B C兵器であれ何であれ、およそ兵器、武器を持つことができるか、どの程度まで持つことができるかというところは、憲法九条の解釈として問題になるわけでございますが、お尋ねのB C兵器についてどうだということの点につきましては、私のほうでは、個々の兵器の性能なり効力なりについての的確な知識を持ち合わせているわけではございませんので、B C兵器はどうだということはお答えいたしかねるわけでございます。ただ、一般の原理、原則といたしまして、自衛のための必要かつ相当な範囲内のものであれば持てる。これは核兵器についてすてにしばしば御答弁申し上げている点でございますが、理屈はそれと同じこととなるだろうというふうに考へるわけでございます。

○前川且君 核兵器と、質的に法律論でとらえた場合に共通点があるように思ひます。核兵器の問題で、防衛用の核兵器はともかくとして、攻撃用の核兵器は、憲法上自衛権の範囲を越えるというところであります。B C兵器も、あなたにきくう私は質問の内容を知らしてあるのですから、研究なさっているはずなんですが、先ほど申しましたように、どういう場合に使うかというところ、これは防衛用には使えないわけですよ、国内では、純粋国内では、攻撃用でしか——特別細菌生物兵器なんというものは当然そうなんです。それから、どういうふうなやつにやっていると、爆弾に仕込んだり砲弾に仕込んだりする手法もいろいろあるわけなんです。そういうことを考へていくと、どう考へても防衛用に使われる兵器ではない、これは攻撃用だということなんです。特に地元でない、外の国で使うしかないんだと。だから、これは核兵器の場合と同じように、やはり解

釈を同じようにして、自衛権の範囲を越えるのだという明確な答弁なり検討なりをあなたにはなさるべきだと思ひますが、検討してないということ、私は、私は怠慢だと思ひますがね。その点どうですか。

○政府委員(真田秀夫君) 前川委員の御質問のアウトラインは、おっしゃるとおり前もって伺つておたつたわけでございますが、ただ個々の細菌兵器なり化学兵器について、その性能が攻撃用であるかどうかというようなことは、実は私のほうで判断をしてお答えを申し上げるべき筋合いではないわけでございます。具体的に、ですからこれがアウトであるとか、セーフであるとかというようなことはお答えできないというわけでございます。

ただ、従来から申し上げておりますように、核兵器につきましても、たとえば水爆とかというようなものは、おそろくだれが見ても、これは自衛の範囲を逸脱することになるであらう。したがって、これは憲法上持つことは許されないというふうにお答えしているわけでございます。その原理原則をやはり応用していただきまして、もしもそういうのであれば、B C兵器であっても同じように持つことが憲法上許されないことになるであらうというお答えしか実は申し上げられないわけでございます。

○前川且君 それでは外務大臣にお伺ひいたしました。が、ジュネーブの軍縮会議でこれが問題になった場合、日本はこのB C兵器の禁止について、あるいは制限をする内容は、討議の過程でいろいろ変わると思ひますけれども、日本のとるべき態度はどういうふうにお考へになつていらつしやいますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 軍縮会議の関係でございますが、時間の関係もございまして、きわめて簡単にまずお答えいたしたいと思ひますが、今月の十日にイギリスが生物兵器の禁止に関する条約案、それから安保理事会における決議案を提出いたしましたことは、御承知のとおりと存じま

す。これは一口に申しますと、化学生物兵器について一挙に包括的な禁止を行なうことが困難であるという前提に立つて、二つを切り離して、とりあえず生物兵器について包括的な禁止を打ち出したものであるわけでございます。ところで査察ということになりますと、先ほど来お話しがございまして、非常にむずかしいことであると思ひますが、それを、査察ということをお前提にして、包括的な禁止ということについては、どうやらたらいだらうかというところについては、イギリス案も一つの示唆のある提案であると思ひますけれども、ひとつこころいったことも考へながら、英国家といふものも考へながら、日本としては積極的なひとつ協力態度を打ち出すべきではなからうかと考へております。で、すでにそういった趣旨は、今回軍縮会議に日本が参加いたしました第一声として、朝海政府代表からその点に触れた演説をいたしておることも御承知のとおりだと存じます。

○前川且君 この禁止のために積極的な姿勢で、前向きな姿勢ですべて取り組む、すでに朝海代表ですか、演説の中に入っていると云われまして、それを了いたしました。

それじゃちょっと聞いておきますが、核の場合には、中国とフランスがのいてるために、非常にこれは中途はんばなものでないか、この場合おそろくは——想像ですけれども、中国はおそろく進んでいないと思ひます。こういう研究は、国力から言つて、であれば、やはり中国に働きかけてこの中に入れるということが、完全なもののにするために非常に必要だと思ひますが、その辺の働きかけはなさるおつもりはありますか。

○国務大臣(愛知揆一君) これはただいまの問題もそのように考へられますけれども、やはり軍縮会議というのは、核軍縮というものがほんとうに実りがあることにならなければいけないのであつて、その点においてもフランス、それから中共が参加しなければ、実りは期待できないわけござ

います。したがって政府としては、一九六五年だったと記憶いたしますが、国連の総会でも、中共を含むすべての国が参加する世界軍縮会議を開催する準備を進めようという決議案が上程されましたときに、日本政府はこれに賛意を示して、この決議に参加いたしました。かような関係で、核軍縮についても、あるいはまた今後の生物化学兵器問題につきましても、関係国が全部参加をして、そうして崇高な目的が達成できるように、あるいはそれに一步でも前進できるようにとめるべきであると、かように考えております。

○前川旦君 ちよつと私わかりませんでした、中国の問題ですね、やはり中国と一番そばにいるのは日本なんです。それから、積極的に一步一歩現実的に築いていくというのが朝海大使の演説の趣旨であつたと思いますが、この問題については、やはり中国へも積極的に働きかけるべきである。その努力は日本ではできないんじゃないかと思ひますので、その点を実は見通しをもつとはつきり聞きたかつたわけです、一般的なことでなく

て。○國務大臣(愛知揆一君) 見通しということになりますと、中共側のものの考え方や態度にも非常に大きなウエイトがあるわけでございますから、簡単に見通しといたるところまでは申し上げられませんが、わがほうの心持ちあるいは態度としては、中共が参加し得るような雰囲気醸成されることに努力を続けたい、かように存じております。

○前川旦君 それではこの問題の最後ですが、一九二五年のいわゆるジュネーブ議定書の問題ですけれども、これは日本は批准をしております。日本とアメリカとブラジルの三つだけが批准してなかつたと思ひますが、今度のウ・タント報告の中には、このジュネーブ議定書にあらためてやはり批准してもらいたいという精神があると思ひます。一体この日本の政府としては、戦前は別として、戦後はこういうものを開発してなかつた、だ

からこういうことはちよつと縁遠かつたと思うのですけれども、あらためてこの際眞つ正面からこれを取り上げるべきではないかと思ひます。世論も実はそういうふうに通じていると思ひますが、どうなさいますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は結論的にござつてもであると考えております。実は今年の三月、参議院の予算委員会でもこの件についてお尋ねがなされて、当時のジュネーブ議定書に化学兵器の禁止の問題が取り上げられておるが、そのときに日本は批准をしていなかった、これはどういふわけであるかといふことで、だいたい古いことでござい

ますので、いろいろ調べてみました、一八九九年、ヘーグの毒ガス使用禁止宣言、それから一九〇一年のヘーグの陸戦法規慣例条約、この締約国になつておるので、一九二五年の分に特に批准をして参加しなかつてもいいというふうな考え方が当時の考え方であつたのではなかつたかと想像される以上、具体的にやるべき資料が実はないわけ

でございます。そこで問題は新たに、ただいまお話しがございましたように、ウ・タントの勧告などもこれあり、政府としてはたいへんおそきに失しましたけれども、前向きに態度をきめたほうがよろう、このういふふうに通じております。ところが先ほども御指摘がございましたやうな、きわめて最近になつてイギリスの提案が出てまいりました。このイギリスの提案は、一九二五年の条約の全部を含み、かつそれに加えて新しい提案があるわけござ

いますから、このイギリスの案のほうが場合によつてはベターであるかもしれない、また最新であるかもしれない。かように考えますので、現在のところ、七月十日のイギリスの提案に対して日本がさらに付加するやうな考え方があり得るかどうか、あるいは現状においてはイギリス案をそのまま支持するのがよろうかといふやうなことも含めまして、各国の意見なども徴しまして、最終的に態度を決定したい、かように考えております。冒頭に申し上げましたやうに、私は前川

委員の御意見は全く御同感でございます。

○前川旦君 くだいようでございますが、ジュネーブ議定書には、生物兵器のところ若干ウィルスが除かれておりますから、何とか、現状に合わない面があります。したがって、これをそのまま批准するといふのはなくて、もう一つ前、一步踏み出してより完全なものにして、そうしてそれを調印、批准するのだ、で、精神は同じなんだ、しかもそれは早急にやるのだと、このういふ御決意である、方針であるといふふうに通つてよろしうございします。

○國務大臣(愛知揆一君) そのとおりに私は運びたいと思つております。

○北村暢君 ちよつと関連してお伺ひしておきますが、防衛庁長官は、BC兵器について開発の意思はない、このういふふうに言われましたが、開発の意思のないのはいいんですが、かつて旧軍隊がこういうものを相当研究したことはあるわけですが、したがって私は、研究したことがあるから、それで開発する意思があるとかないかといふことで問題にするわけじゃないんですが、ただ問題がこれ、防衛の観点からいけばいま前川君の言われるやうに、攻撃用兵器にして開発する意思はなくても、相手側から使われた場合に防衛の目的の対策といふのは、これ検討する必要があるでしょう。それは全然考えておらないのですか。このういふ兵器がいま問題になつてゐる。国際的にこれだけ重要な問題として国連で軍縮委員会が問題になつてゐるのです、このういふものが、攻撃がくるといふことの予想が全然ないとは言えないのです。核の攻撃すらあなた方は考えて日本の防衛を考えているんですから、したがって、どうも一時のがたに、攻撃用としては開発する意思がないと、それで答弁は済まないと思ふのです。そのういふ点からして、全然無関心であるかどうなのか、それでいいものなのかどうなのか。大体、国際舞台に行つてこの問題について反対しようといふのに、外務省としてはそういう性能とか何とかといふことについてまで研究はおそらくされて

おらないだらう。いかにおそろしいものであるかといふことの研究もなされておるかどうか。そこら辺、技術的に問題があると思ひます。そういうやうな点で、今度の軍縮委員会に臨むにあつては、後ほどの前川君の質問にある海底利用禁止の問題等で、外務当局と防衛当局と意思疎通をやつてきております。と、同様に、この条約の問題が論議せられるのに、全然科学的な知識がなしに行くといふのも、これまたおかしいことだらうと思ふ。そういう点について無関心でいいのかどうなのか。この点について検討されたことがあるのかないのか、お伺ひしておきたい。

○國務大臣(有田喜一君) さつきも言いましたやうに、関心はあるのですけれども、防衛庁としては、それは開発の意思もなし、したがって開発の意思がないから、あまり深い研究もやつてないといふことでありますが、その詳細につきましては政府委員からお答えいたします。

○政府委員(浜田彪君) BC兵器に対します防護の研究といふことでございしますが、現在化学用防護措置といふことで防護マスクあるいは化学剤、あるいは自動警報機といふやうなものについての研究を技術研究本部でやつております。

それからB兵器に対します、いわゆる生物兵器に対しましては、残念ながら文献を得ている程度でございまして、実際問題としての研究は行なつておりません。

○北村暢君 どうも研究不足で、外務大臣、どういふ目的でこれ、この条約のイギリスの提案について評価する際に、そういう技術的な検討なしに、外交上の条約の文面だけで判断をして、そしていいとか悪いとか、批准すべきでないとか批准すべきだとか、このういふ判断といふのは、どうも何も研究しないで、いいも悪いも、やみくもにいつてやるのですか、どうもそこがはつきりしません。あなたはそういう確信を持つてこの条約の交渉に当たられようとするのか、この点お伺ひしておきたい。

國務大臣(愛知揆一君) ごもつともな御質問だと

思いますが、実は外務省といたしましては、EN DCに参加したいということをおかねがねの方針にしておりました。参加ができたならば、こういう点について日本としても、大いに自主的な活躍の場を求めたいと考えております。したがって、ただいまの生物兵器の問題にいたしまして、たとえばわが国には千葉大学の学長をしておられた川喜多博士のような方々、世界的な権威者もおりますので、内々で、まことに乏しいことではあったと思っております。内々には部内でもだいたい先生などの教えも聞きながら、勉強はしております。それから今回イギリス案が出ておりますことも、先ほどから申し上げておりますが、いろいろの各国のやり方、研究などの情報も取りまして、そして、今後の政府の態度というものが、こういうふうになればよきやうなことを、こういふ勉強をしておりまして、たゞいふことを、それが今回軍縮委員会を持つようになりまして、ものですか、とりあえず、まだ十分の研究ということには評価がないけれども、せんせんけれども、従来内々に検討してございましたことを胸に置きまして、まだ抽象的ではございますけれども、政府代表をして発言をさせたやうなわけでございます。

また、軍縮会議に参加いたしましたから、毎日東京からも連絡をとっておりまして、軍縮会議の中における本件の取り扱いなどにつきましても、十分たたいま情報を取り、かつ勉強の資料にしておるわけでありまして、日本が参加してからの最初の会議が、これから三、四週間したら終わるわけでありまして、その終わりましたところで、政府代表一行が帰ってまいりますから、そこであらためて今後の対策なども検討したいと思っております。また、内容的にも、BC兵器についてわがほうの研究の足らざるとうかがあれば、どういふ点を考えたらいだらうかという点も検討したいと思っております。なお、先ほど申し忘れましたが、御議論がいろいろございまして、イギリス案は、純防衛的な研究というやうなものは禁止して

おらない、こういう状況になっております。○前川且君 たいだいまイギリス案のことが最後に出ましたが、イギリス案の趣旨とするところは、まず生物兵器を使わない、不使用ですね。それからつくらない。それから貯蔵したものを破壊するのですから、持たないということが骨子になっておるわけでございます。このイギリス案を前向きに討議して、それによって日本はBCWの禁止に前向きに進むというのを言われましたが、外務大臣のそういう軍縮におけるBCWに対する態度、防衛庁長官、それでよろしうございませうね。それで押して、防衛庁の立場として……

○国務大臣(有田喜一君) それではいいたるうと考えております。○前川且君 それでは、時間がたいへん短かいございまして、次に海底の軍事利用の問題にまいりたいと思っておりますが、まず現在出されておりますアメリカ案、ソ連案について、どういふ批判を持っていらいふしやいませうか、外務大臣からお伺いします。

○国務大臣(愛知揆一君) 海底の軍事利用禁止につきましましては、いろいろ検討いたしておりますが、こまかいことは専門的に政府委員から答弁することになります。が、概略私の意見を申し上げます。まず禁止の対象の問題でございますが、ソ連の案は非常に包括的であると考へます。で、海中の音響の探知装置のような純粋の防衛装置も禁止されることになるわけでございます。そこでわが国としては、申すまでもないところで、海に海に周囲を囲まれておりますので、海からの攻撃に対処するためのこのやうな装置まで禁止することはいかかであるかという点が、一つの研究課題ではないかと思ふのです。先ほど申しましたやうに、海中の音響を探知するといふことまで禁止しようという包括的な考へ方でございますから、この点は、わが国のような国としては真剣に検討する必要があるのではなからうかと思ひます。それから、米国家のほうは、核兵器などの固定

大量破壊兵器、それからこれらの固定発射台を備えつけることを禁止するといふことになっておりますが、固定といふのは一体どういふ意味だらうか。必ずしも固定した核兵器の意味するところは明らかでないように思ひます。したがって、禁止の対象についての意味も含めて、これらの点を真剣に検討した上でなければ、にわかにわがほうの意見といふものは言えない点もあるかと思ひます。

それからその次は禁止の範囲でございますが、ソ連案も米国家案も、それぞれの領海と一致する沿岸の距離十二海里あるいは三海里以遠の禁止を打ち出してありますが、わが国としては、禁止の範囲はできるだけ広いものにすることが必要ではなからうかと考へまして、この見地からも、わがほうの態度といふものは真剣に検討する必要があると思ひます。

それから第三は検証の問題、検証手続の問題であります。ソ連案では、査察が相互主義において行なわれることになっておりますが、現状では深海の海底にある物体について完全に査察を実施することがはたして技術的に可能であらうか。この点については米国家案のほうは、とりあえず各国が観測する権利を有することを規定して、将来の技術の進歩に照らして完全な査察制度を確立し得るやうにしなうという余地を残しておると、こういう点から見れば、やや現実的だといふことも言えるかと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、いま申しましたやうに、対象なり、それから範囲なり、あるいは査察なり、大きく分けましても、まだまだわが国としてもほんとうに真剣に検討するものが多々あるやうに感ぜられておるわけでございます。

から防潜網、その他音波、磁気などを利用して、主として潜水艦を探知する各種の探知装置があるといわれております。○前川且君 そこで朝海演説の中にも含まれていと思ひますが、防衛用兵器といふことは出てまいりますね、いろいろ新聞にも出てまいります。その防衛用の兵器といふのは、日本が言っている防衛用兵器までも制限されると、ちよつと困るというのを、防衛兵器といふのはいま長官の言われたもののうちで全部を含んでいるのでしょうか。たとえば、純粋な探知装置のみを指すのでしょうか。それとも機雷のやうに相手をつけることができるやうなものも防衛用兵器の中に含んでいるのでしょうか。そういった機雷のやうなものでない純粋の探知なんだと。その境界はどうですか、その区別。

○国務大臣(有田喜一君) まあ、いわゆる探知装置が防衛の最たるものと思つておりますが、機雷といふのもやはり領海内とか、あるいは公海内とか、そういったものはやはり私は防衛的なものだと、かやうに考へております。

○前川且君 長官、勘違いしないやうにしたい。いま言っているのは公海の問題です。領海の問題ではない。公海における海底の制限をやっているのでしょうか。ですから、いまのはどうなんですかというのをもう一度お伺いいたします。○国務大臣(有田喜一君) 公海については問題があるかと思ひますが、政府委員をして答弁させます。○政府委員(安戸基男君) もともと攻撃兵器、防衛兵器といふのは、境目はむづかしいといふことを前提にしました上でのごときでございますけれども、ごく軍事常識的に申し上げまして、先ほどの中で防潜網、水中探知機は、これは完全に常識的に防衛用兵器である。それから、機雷もそれは場所の問題と離れまして、性能的に考へて軍事常識的には防衛的な兵器である。つまり、一定の海峡なら海峡、港湾なら港湾に設置しまして、そ

うして侵略者がきた場合にそれに触れて撃破する
という機能、御承知のとおり、そういういわば自
動的な機能でございまして、もちろん敵を破壊
する一般的な武器、兵器でございまして、それ
ども、その中で区分けすれば防衛的な兵器の部類
に入るほうが強いのではないかと。理論としてはそ
ういうふうに言えると思います。

○前川且君 この朝海演説の中にも入っておりま
すね。この防衛的な装置というのは、いまの機雷
のような相手を傷つけるようなものを入れてい
るのですか。探知装置のことだけを意味している
のですか。これは外相でも防衛庁長官でもどちら
もけっこうです。

○国務大臣(愛知揆一君) 私、先ほどある程度詳
しく御説明申し上げたつもりですが、要するにこ
の対象範囲ですね。こういうものについてはまだ
まだわれわれ日本としては十分に真剣に検討する
問題が多々あると思います。それが前提でござい
ますけれども、この朝海政府代表の演説は、私が
いま申しましたところと全く同じことを言ってい
るのであります。四方を海にかこまれているわ
が国としては純防衛装置までも条約によって禁止
することには問題がある。これを指摘しているわ
けでございまして、それ以上のことはこちらにまだ
意見がないわけですから、それ以上に言及してい
るわけじゃございません。同時に可能なところか
ら着手すべきであるというわが国の現実的アプ
ローチからして、米國及びソ連が本件に關し条約
案を提出したことは歓迎すると、こう申し上げ
るわけでございます。歓迎される提案を出した米
ソ両案を、この件についてはとっくりこれから会
議の場で検討する必要があります。各國の考え
方も承知することは必要でありますし、そうして
わが国としての最終的な態度というものをづくり
上げた、こういうふうな考えておりますから、
私のほうの、外務省のほうの立場からいたしまし
ても、どこまでがそうか、しかしながら、最小限
度に純粹の防衛装置までも条約によって禁止する
ことはいかがであらうかということ率直にここ

に指摘したにとどまっておるわけでございます。

○前川且君 いまの防衛の装置、防衛用の装置、
新聞では略されておりますが、英文で演説された
のだと思いますが、防衛装置、いまの機雷も含ま
れていることになると、これは公海です。極
端な例をいうと、公海で許されるということにな
れば、かりに日本の、東京湾を出てすぐの公海の
ところへある國が機雷を敷設しても、あるいはこ
ちらがよその、たとえばウラジオストックでもど
こでもいいです。すぐ公海のところ機雷を敷設
しても、これは防衛用兵器だということになると、
やはり常識では通らないでしょう。ですから、
ここでいっている純防衛的装置というのはやはり
探知装置のような相手を傷つけるものでない、こ
ういうふうな解釈をしていくのが自然じゃないで
しょうか。たとえば日本の場合には南極の問題でも
宇宙の問題でも、これは絶対軍事使用しないとい
うことの一本筋を通したことをやってこられたわ
けですが、いままでの筋からいいます。しかし、い
まのような話ではおかしくなりはしないか、やは
り筋を通すならばこれは純粹な探知用に限る、相
手を傷つけるものでない探知用、そういうたもの
であれば公海で許してもらいたい。機雷のような
ものを、領海内は別ですよ。公海ではやはりそこ
までは許すべきものでない、やはり禁止してもい
いというふうな解釈すればごく自然なように思
いますけれども、繰り返してお尋ねをいたしま
す。

○国務大臣(愛知揆一君) 繰り返してお答えする
ことになるのですが、この演説をよくお読みいた
だきますと、私の言っていることが御理解いた
だけるかと思ひます。さらに他の一節を引用いた
しますと、「わが國は、海底、海床及びその地下で
の軍事利用を原則的に禁止することには賛成であ
り、特に海底が核戦争の基地にならないよう、今
から措置を講ずることを切に望んでゐる。」「これ
が基本的態度でございまして、それから純防衛装
置——純粹のという意味をここにに入れております
が、それが何であるかということについては、先

ほど申しましたように、十分こういう種類の検討
を進めなければいけない、先ほど申しましたよう
に、対象範囲あるいは査察というふうな点につ
いての米ソ両案などについてとっくり検討した上で
最終的にわが國の態度をきめよう、ここではこの
問題に對しての日本としての何といひますか、考
え方を明らかにした、こういうふうな御理解をい
ただきたいと思ひます。

○前川且君 そうすると、逆に考えますと、まだ
これから検討するのだとおっしゃったけれども、
ここでの純防衛装置というものは單なる探知装置
だけではないのだ、そうとはいえないのだ、こう
いうことに、裏返しになるとそういうことになつ
てしまひますが、そういうことなんではないか。

○国務大臣(愛知揆一君) その点は研究課題であ
ると思ひます。

○北村暢君 ちょっと関連して。いまの攻撃用、
防衛用の判断の基準、これは一体どうなるかとい
うことは非常に重要な問題だと思ふのです。それ
だからいま前川君、具体的に兵器の名前をあげ
て、攻撃用なのか防衛用なのかというのをしつ
く質問しているわけなんです。いままでの防
衛論争の中において戦術核すらこれは憲法上違反
じゃない、国民感情が許さないから使わないだけ
だということ、戦術核が防衛用の兵器であるとい
うことは、從來、憲法上の解釈からいへばこれ
は使つてもいいんだ、こういうことですね、これ
は国民感情を考へて政策的に使わないだけだとい
ういつている、そういう点からいって、防衛用、
攻撃用というまことにあいまいなこの限界が、ど
こをもつて線を引くかということについて非常に
問題のあることなんでしょう。したがって、防衛
用の兵器であるならばこれは認めるべきだ、しか
も領海内においてということ、どうも日本の置
かれる四圍が海であるという点からいって、そこ
ら辺のところを明らかにされないといふと非常に
問題が出てくると思ふのです。そのために外務省
と防衛庁は朝海大使の出発前に協議をして意思統

一しているわけでしょう、そういう非常に明確に
しなければならぬものが、今後の研究課題でば
うとしていっているところに、どうも私も割
り切れない感じがするんですが、一体、どうい
う協議をされて、防衛庁の見解と外務省の見解とが
一致して、行つたのか。この点を、朝海さんの演
説の内容はわかりましたけれども、防衛庁との了
解はどういうふうな形で了解されて行つたのか。
この点を明らかにしていただきた。

○国務大臣(愛知揆一君) 若干おこたを返すよ
うになつて恐縮なんですけれども、先ほど生物兵
器の問題で、お前らは研究もしないで、抽象論
言つたつて、國の安全にかかわる大事な問題をど
うするんだといったおこたがございしましたが、
これは本件の私の説明についてのとおり申し上げ
たいのです。私は、この朝海演説に書いてあり
ますことは、日本國の態度として私はこれは堂々
たるものだと思ふのです。しかし、これ以上に何
が純防衛装置であるか、それからどこまでを条約
できめればいいのかということについては、十二分
に検討し、また、他國の検討というものも聞いて
みなければ、これ以上私は言えないというところ
があるんじゃないかと思ひます。そういう意味に
御理解をいただきたいと思ひます。

私どもの申し上げておるの、さつきもお断わ
りしたように、これを繰り返して繰り返して申し上げ
ておるわけでございます。これ以上には何が防衛
であり、何が攻撃であるかというところまで、少
なくとも私は申し上げるだけのまだ用意と研究は
いたしておりません。非常に大切なことである
と思ひます。同時に、こういうことは、現在こ
の防衛庁との間にも、常々、いろいろの問題で密接
に共同研究をいたしておりますけれども、防衛庁
との間でこういう結論を純粹防衛兵器として持
ておりますということも、したがって、まだ申し
上げるだけの研究が成果をあげておらないわけ
でございます。

○前川且君 これから慎重に検討をするというこ
とで、まだ結論は出ていないというふうな理解を

いたします。これから慎重に……。

○国務大臣(愛知揆一君) だから、純防衛装置——純防衛装置。

○前川且君 その内容ですね。

○北村暢君 わからないものを……。

○国務大臣(愛知揆一君) だって、純粹の防衛装置が必要でないと言えんんですか。

○北村暢君 いや、防衛装置というものは必要でないとかあるとかということでないに、その防衛装置が一体どういうものなのか。機雷なのか、前川君が言っている探知するものだけが防衛ではないのかと、こちらに疑問を持っておるものから、そこら辺のところの意思統一をされて行っているのですかどうかとお伺いしているのですよ。条約についての防衛装置が必要でないとか何とか言っている言っているのではないのですよ。したがって、海底利用をする場合における防衛装置というのは、防衛庁としては一体どういふものが考えられるか。言ったら、機雷とか、防潜網とか、探知機とか、現実にあるものはこういうものではないのか、ただ一般に、これは国際的にこういうものがあるというだけであって、日本の自衛隊としては、一体、海上の防衛においてこういうものを現実に行っているというのかどうか。そこら辺のところを話し合いが行っているのですかどうかということと言っているのですよ。

○国務大臣(愛知揆一君) その点は、だから私が申し上げておるところに尽きているわけなんです。同時に、さっき私は、ソ連の案についてどう思うか、米国の案についてどう思うかというお尋ねがございましたときに、ちょっと触れている点もございまして、たとえばソ連案はきわめて包括的なんですね。だから、極端に包括的なれば、たとえば海中の音響探知装置ですね、これまでも含まれてしまいが、それでもいいだろうかというようにひとつの大きな研究課題である。これは一例でございしますが、そういう疑問も私は率直にここで提起しているわけでは

います。したがって、何々がこれで制限をすべきものであるか、お互いに禁止し合える必要の限度はどこであるかというところは慎重の上にも慎重な検討を要しますと、こう申し上げているわけ

です。

○前川且君 先ほど申しましたように、探知装置だけじゃない場合もあるのだ、こういうふうに裏返して言えはなりませんが、これは検討なさっているのですね、一応外交上のフリーハンドで言わな

いのだ、出さないうことなのか、やはりこれからの研究課題だということになるのか、その辺ちょっと微妙ですが、これはどうなんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) あまり微妙にお考えいただくには、いろいろ思うのですが、これはやはり日本国の安全を守ると、将来長きにわたってですね。そういう角度から主体的に検討すべきものであると思います。で、幸か不幸か、米ソ両案もそれぞれ違いますが、また私どもの研究からいっても双方に相当欠陥もあるように思われますので、これから国際的な検討も必要だと思いが、同時に、それらを踏まえてわが国がどういふ案で出るべきかということについて十分今後検討しなきゃならぬ。私がすごい何か防衛用と称して攻撃兵器でもつくりたいという考えを持って、それを秘密にしておいて、いまにジュネーブで発表するかどうかというお尋ねをお持ちになつておられるとすれば、これはまことに残念でございまして、さようなことは全然ございませ

ん。

○前川且君 これは完全にお話しを伺いたいのですが、時間がないので、また次の機会があると思

いますので、次の機会に譲りますが、それではこの朝海演説で、七月四日の朝日に、「各国に感動を与える」という小さな記事が出ておりますが、二度にわたって憲法を引用しておりますね。前文と第九条を引用している。そうしてこの戦争放棄の平和憲法を引用して言ったところで、「ある種の感動」がたまたま、おそろしくいう

憲法を主張して、「戦争のない国際社会の実現」を訴えた国は軍縮委七年の歴史で、この日が初めてである」というようなのがジュネーブからの新聞記事として出ております。で、私は日本のこの戦争放棄の憲法の前文の精神ですね、これをやはり徹底して軍縮委員会の中で世界の軍縮の指導理念として働きかけたいということ、そのことが同時に日本の実力、経済的な実力、核開発し得る能力があるにもかかわらず核兵器を持たないという、そういう非核三原則とからして他国に対する非常に大きな説得力と信頼感を持つゆえんだというように思っています。この点、外務大臣も同じようにお考えになりますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私も全く同じに考えます。先ほど申し上げました朝海演説はわれわれとしても十分練つたつもりでございまして、それからわが国の立場というものの、日本にこの待望の軍縮委員会に入れたこの機会に、日本の民族的な願望といひまじようか、民族的な気持ちというものを十分基礎にして全世界に訴え、かつ同調を求めるといふことを基調にして、そうしてこの軍縮委員会に於いても、最初の項に出しておりますけれども、核兵器の全廃ということをするだけすみやかにやりたい。同時にその理想だけを追って日

がたつてはいけないう問題については日本側として、こうこうこういう問題については日本側として、積極的、ひとつ知識も持っているつもりだから大いに活用してもらいたいというふう

に結んでおられるつもりでございまして、ただいまお話がございまして、こういふ立場を貫いていくこと

に、わが国の軍縮への呼びかけというものが非常に強いものになるのではないかと、また国民的に絶対的な御協力も得られる道である

と、こういうふうにお考えをしております。

○前川且君 それでは防衛庁にお伺いいたしますが、憲法の九条と前文の精神を軍縮委員会が国際的に広げていく、その指導理念を世界の軍縮指導理念にしていくことは、これは日本の地位を高める上と発言力を増す上において非常に適切

なことと、しなければいかぬことだと、こうい

外務大臣言われました。これは一つの見方からい

うと、一つの理想的な高い理念だと思ひますね。

ところが今度は裏返して、日本の狭い安全保障と

いう立場で考えてみた場合、これは核軍縮も含め

て、日本が非核三原則で持たないというのであれ

ば、よその国にも持たせたいというので、日本が

BCWをやらないというならば、よその国にもや

らせないということですね。日本が海底を軍事利

用しないならば、よその国も制限するということ

ということは、単なる理想だけではなくて、ごく

狭い意味の安全保障、狭い意味の防衛という見地

から見ても私は非常にプラスになることではない

かと思うのです。そういうふうにお考えになりま

せんか。であれば、防衛庁も狭い、この今の防衛

兵器がどうのこうの、機雷がどうのこうのという

のではなく、もう少しマクロの立場でどんどんそ

れをバックアップしていくということが、ミクロ

の目で見ても現実論としてプラスになるのだ、こ

ういうふうにお考えになりますか、どうです

か。

○国務大臣(有田喜一君) 私は世界の国が早くい

わゆる非武装とか、そういう理想的な国々に全部

がなつてほしいということを期待しております。

またそうありたいと思ひます。しかし、やっぱり日

本の国というものはわれわれ日本人にとってはき

わめて重大であります。したがって、現実を

直視したときに、いま直ちに非武装でいくという

ようなことはやっぱりいまの段階ではいけない。

しかし、われわれはあくまで平和を守るために、

また世界の大戦争が起らないようにということ

を祈念しながら、安保条約もあり、また日本の防

衛体制も憲法の大きな制約のもとに、こういっ

たものを排除しても、専守防衛の立場で進んで

おるのが今日の段階でございまして。

○前川且君 私、時間がないのですから、私の質

問で言っていることをはぐらかさないでもらいた

いのですよ。防衛庁というところは、武器を持っ

ているところは往々にして唯武器主義といひます

か、武器にたよる、それはわかるでしょう、あなたはスチーツマンですから。一方では軍縮を進めるといつておられるのでしよう、ですからこの軍縮を防衛庁としても真剣に取り組んで、軍縮を推進するという立場があつてしかるべきである、軍縮を推進すべきであるというその一方で、立場に対して横からブレーキをかけるようなことがあつてはいけない、そういうことをよく連絡し合つて、やはり防衛庁も積極的に現在行なわれている軍縮ですね、取り組むのだ、推進するのだ、こういう決意を私は聞いていますので、非武装がどうのこうのということをいまやりますか、論争を。そんなことを言っているのではない。そのことを聞いていますので、そのことを答弁してもらいたい。

○国務大臣(有田喜二君) その点につきましては一番最初の質問のときに、私も世界の平和を愛好するために、軍縮委員会に対して外務大臣がやつていらっしゃるが、外務省に協力して、そしてこの目的を完成できるように協力しておるということを最初に私お答えいたしました、そういう私は精神によつて外務省に対して協力して、その平和目的が達成されるように私は誠意をもつてやつていきたい、この考えは間違ひありません。

○委員長(八田一朗君) 速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(八田一朗君) 速記始めて。
○国務大臣(愛知揆一君) 御承知と思ひますけれども、今度のジュネーブの軍縮会議に防衛庁の石橋君が代表団に参加いたしました積極的な協力を防衛庁から現場でいただいておりますが、申し添えておきます。

○岩間正男君 資料要求ですが、外務省にお願ひしておきますが、イギリス案と朝海演説、ちよつと文書で出してください。いいでしょう。資料みんな配ってください。
○政府委員(重光晶君) それではいま御指摘のこの海底利用に関するアメリカ案、ソ連案、それか

ら細菌兵器に関するイギリス案、それから朝海演説、これは至急お配りいたします。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後二時まで休憩いたします。
午後一時七分休憩

午後二時十四分開会
○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○峯山昭範君 午前中、審議会の問題について途中でやめておりましたので、もう少しやりたいと思ひます。

先ほどからいろいろと述べてまいりましたように、審議会の問題については相当問題がございます。そこで、初めにも読んでいただきまして、けれども、この審議会の委員の兼任の問題を先ほど来やつておりましたので、兼任の問題を伺いますけれども、審議会の委員は、閣議口頭了解事項ですか、これでいきますと、高齢者または兼職の多い者は極力避ける、そして兼職の数は最高四とする、こういうぐあいになっておりますけれども、実際問題としては、いろいろ調べてみましたら、これが全く守られていない。私は、どこら辺の年齢からを高齢者とするのか、ちよつとわかりませんけれども、実際問題はこれが非常に多いし、また兼職をしていないというは全体の割合にも満たない、ほとんどの人が兼職をしている、こういうぐあいになるわけでありまして、この点についてどういうぐあいにお考えか、もう一回ただしておきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 午前中にも申し上げましたけれども、兼職あるいは年齢等の問題につきましては、それぞれの専門家あるいは学識経験のある方をお選びするわけでございますから、一

時になかなか機械的にはまいらないわけでございますが、農林省としては、逐次この閣議了解事項等の線に沿つて委員の人事を進めておるわけでございます。

○峯山昭範君 しかし、しつこく申し上げませんが、けれども、この意に沿つて選定をしていると言ひますけれども、意には少しも沿っていないように私は思ふのです。少なくともこの審議会委員の問題については、私はまるきり逆の考え方を持っております。この点は水かけ論ですから以上で終わりますが、次に審議会の問題であつて少し突っ込んで話を聞きたいと思ひます。

それは審議会の中に畜産振興審議会というのがございまして、この審議会にいわゆる委員並びに会長の報酬、これはどういうぐあいになっておるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもの審議会の報酬は、会長は四千元、委員は三千五百円に大体統一してやつておるわけでありまして。

○峯山昭範君 そうすると、確かに農林省関係の審議会の委員の場合、会長が四千元で委員が三千五百円というように、大体統一されておるようには思ひます。資料によつても確かにそのとおり出ております。そこで問題なのは、具体的に申し上げますけれども、畜産振興審議会の四十二年度の決算によりますと、開会日数四日でありまして、そうして延べ出席委員の数が六十八名になっておりますが、四十二年度のこの委員に対する人件費は総額幾らになっておるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 四十二年度の決算でございますが、人件費が二十三万二千円となっております。

○峯山昭範君 いまの六十八名で二十三万二千円ですね。それじゃ次にもう一つ伺ひます。

その次におたくの資料の九ページにあります獣医師免許審議会の、いわゆる同じく審議会の人件費であります、昭和四十二年におきましては三回審議会を開かれまして、延べ同じく六十八名委員が出ておりますが、その人件費は幾らで

か。

○政府委員(大和田啓氣君) 獣医師免許審議会の四十二年度の決算額で申し上げますと、人件費は四十三万九千円でございます。

○峯山昭範君 そうすると、要するにいま委員のいわゆる人件費並びに会長の人件費は統一されていふという話がありましたけれども、同じ六十八名で、延べ人員六十八名で、隣合わせに書いてある片方のほうは二十三万二千円、片方は四十三万九千円、倍です。なぜこういうふうになるのですか。

○政府委員(大和田啓氣君) この人件費の中には会長、委員に対する報酬、直接の報酬ばかりではございませんで、地方の方がおいでになります場合の旅費等の支給が当然入つておるわけでございますから、一人当たりになつたと違つてくるわけでございます。

○峯山昭範君 官房長ね、そんないかげんなことを言つちけませんよ。この人件費の中には旅費、交通費も入つておるのですか。旅費、交通費はその他というところとダブつておるわけですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私ども人件費として正規の報酬として支払いをいたしておりますものは、先ほど申し上げましたように、会長四千元、委員三千五百円でございますが、それ以外のものは支出をいたしておらないはずでございます。これは当然旅費等であると思ひます。

○峯山昭範君 おかしいから聞いていますのですよ。これは。人件費は倍になっておるのですよ。しかもその他の中に交通費が入つておるというのを私は聞いていますのです。資料をちゃんと調べて、非常におかしいのです。まだおかしいところがたくさんあるのですよ。その次にもういふんあるのです。内容的にもおかしいから私は聞いていますのです。審議会については非常にでたらめな運営をやつておるのです。こんなことではぐあいが悪い、だから聞いていますのです。

○政府委員(大和田啓氣君) 私が申し上げたとお

りと思ひますが、念のために至急調査をして御報告いたします。

○**峯山昭範君** それでは、この問題については、もう時間ありませんのでそれくらいにしますけれども、まだあるのです。

その次のページの、いわゆる蚕糸振興審議会ですか、これについても一人平均九千円になる。これもおかしい。現実にはこういうふうなのが、これはおたくから出た資料です。おたくからもらった資料を見ただけでもこういうふうなおかしい点が多いふんある。ですから、こういう点についてはあとで詳細に資料を提出してもらいたいと思ひます。

それからもう一つ審議会の委員のことで聞ひおきたいのですが、審議会の委員をちょっと教えてもらいたいのですね。たとえばここに中央森林審議会というのがあります。この中央森林審議会というの、委員の定数は二十名ということになっておりますけれども、二十名の名前をいへん教えてもらいたい。

○**政府委員(大和田啓氣君)** 資料としてお出しなしたしものの中に、森林関係の委員名が書いてございせんが、これは現在委員の選考をいたしている途中でございます。

○**峯山昭範君** それでは、これは委員がきまつてないというならばそれでけっこうですが、それじゃもう一つ、全然きまつてないのがもう一つあります。中央生乳取引調停審議会委員、これはどうなっているのですか。

○**政府委員(大和田啓氣君)** これは乳価につきまして話し合いがつかない場合に中央で調停するということでございますが、かつてそういう案件がございましてときに審議会をいたしましたけれども、現在そういう事案がございせんので、委員の任命をいたしてございせん。そういう事案が起るようなおりに直ちに委員を任命して、遺憾のないようにいたすわけでございせん。

○**峯山昭範君** 確かにそうかもしれませんが、それどもね。実際問題としては、この審議会はもう二年

間にわたって何も開かれてない。確かに問題が起きたときに開く審議会かもしれないけれども、こういうような審議会、要するに一年、二年にわたって開かれてない審議会がほかにもあるわけですね。こういうふうな審議会の運営についても、もっと積極的に今後検討をやつてもらいたい、まあそういう面に入力を入れてちゃんとやつてもらいたい、こういうふうに思ひます。

それから次に問題を移しまして、水産庁、来ていますね。水産庁の特に漁港整備計画、これは大体どういうぐあいになっておるか。この点について伺いたいと思ひます。

○**政府委員(藤村弘毅君)** 第三次漁港整備計画というのがございまして、これは昭和三十八年、四十三国会で御承知いただきまして、昭和三十八年から昭和四十五年までの間に、事業費といたしまして一千億を漁港を整備する計画を立てております。これが現在になりまして現状にそぐわないので、本年、四十四年四月に、今国会において御承認を受けまして、四十四年度以降五カ年で、新たに事業費一千五百億円をもって、新しく三百七十港につきまして整備をいたす計画でございます。現在の四十四年度の予算といたしましては、事業費といたしまして約百七十億を計上いたしまして、五カ年計画の一一・五%に当たるものを整備したす計画になっております。

○**峯山昭範君** 初め三カ年計画で一千億という相当な金額を投じ、またそれで四十四年から五カ年計画で一千五百億という相当な国費をかけて漁港の整備をするわけでありまして、私には聞きかたのようですが、その計画の中に、泉佐野のコンビナートの建設計画が入つておると思うのですが、これについてはすでに三十八年から計画立案されて着工しているわけでありまして、その経過について概要を伺いたい。

○**政府委員(藤村弘毅君)** 第三次漁港整備計画は、三十八年から八カ年計画で進めておりますが、泉佐野につきましても、三十八年に計画を立て

てまして、国の漁港計画と、大阪府単独の事業と合わせまして埋め立てをいたしまして、大型船の着岸と合わせまして陸上の食品加工工場をここに集中いたしまして、大型の食品供給センターというものを計画いたして進めております。これにつきましては、本年度の計画改定にあたりまして、同じく計画改定をいたしまして、当初の計画を推進いたしております。

○**峯山昭範君** この問題については、当初の計画からすると、相当私はおくれているように聞いておるわけですが、当初計画されたときは、一体いつ完成することになっておったか、この点伺いたいと思ひます。

○**政府委員(藤村弘毅君)** 第三次計画では八カ年計画でございまして、四十五年度に完成する予定になっております。四十三年度末、すなわち本年の三月三十一日までに国のほうの漁港修築計画といたしましては約七二%の達成をいたしております。第三次修築計画の全体の計画といたしましては約六三%でございますが、泉佐野につきましては若干早まって進めた状態でございます。

○**峯山昭範君** それでは三十八年から着工したわけですが、この着工をする前に、私は昭和三十七年に泉佐野漁港整備計画について東京でその打ち合わせをやつた、こういうふうに聞いております。いわゆる泉佐野漁港拡充計画懇談会というのがあったと思ひます。水産庁のほうでも漁港部長以下出席されたというのを聞いておりますが、その会合に出席されたメンバーはどういうふうなメンバーであつたか、具体的にお伺ひしたいと思ひます。

○**政府委員(藤村弘毅君)** 水産庁漁港部長も出席いたしておりますが、大日本水産会、全漁連、日本鯉連合会、全国漁港協会、その他太平洋漁業、日本水産等の大手の会社の社長並びに専務等が出席いたしております。

○**峯山昭範君** そうすると、その会合に出られた大手の日本水産とか、太平洋漁業とか、そういうと

ころの人たちの出席したいきさつ、それから並びにどういふふうな会合であつたのか、その点について伺いたいと思ひます。

○**政府委員(藤村弘毅君)** 先ほどお答え申しましたように、陸揚げのほかに、水産の加工食品の供給センターといった考え方でございまして、要するに、漁港の問題のほかに、大手の加工業者等を加えます計画を綿密に練るために、大阪府が中心となりまして懇談会を持った次第でございます。

○**峯山昭範君** 先ほどから盛んに大阪府が中心になって言つてますけれども、これは大阪府が中心だけでは、これだけの、いわゆる大手のこういうような太平洋漁業とかいろいろありますけれども、こういう人たちが全部出席しない。やはり農林省や水産庁の要請があつたからこそこういう会合に出席した、現実にはこう言つておるわけですが、それがそれじゃもっと具体的に伺いたいんですが、現実にはそれじゃ水産庁があと押してこの計画を進めた。現在いふんでき上りつつあるわけですが、現実にはこういうところの人たちは現在一社も出ていない。まるっきり全然変わつたような状態になってきている。また大阪府でも相当問題になっている。さんざん議会で取り上げられていて、それに対して、水産庁はほんとうに知らぬ顔をしていて、この間からさんざんついでつとみこしをあげて何とかしたという話ですけれども、実際問題は何かとやらないんじやないか、もっと初めの計画どおり本格的に取り上げてやるべきではないか、私はこう思ふんです。この点いかがですか。

○**政府委員(藤村弘毅君)** 大阪府の計画につきまして、水産庁が全面的に協力、指導いたしておりますが、現在でもこの態度は変わっておりません。ただ、たまたま大手の水産会社が、御存じのような状況で、比較的新規の設備投資を控えておりますので、たまたまそのときにあたつて、いますぐに出るという状態になっておらないというようなわけでございます。

の方が自動的に岩間さんのほうにお願いしたのかもしれないと思ひますし、私のところには別に來ておりませんけれども、各委員の方に來ているとすれば、自動的に——自発的に、岩間さんの発言を信じて、そうしてやってもいいやうと、こういうふうないい機構の改革だからお願いしますと、こういうことなんであつて、それをどうも私のほうでどうだと言われても困るので、いま岩間さんの御判断にまかすよりしかたがないと思ひます。

○岩間正男君　あなたしつかり聞いてください。これは労働組合が出しているのじゃない、事務所長だ。たとえば埼玉統計調査事務所長、しかもこれが「職員を代表して」という形で出しているの事です。こんなこと、あなたの指揮下にあるこの事務所長が、法案に圧力をかけるような形でこれを出すことはいいのですか。私の質問に対してあなたをよく聞いていない証拠ですね。どうなんですか。

○國務大臣(長谷川四郎君)　「職員を代表して」というと、職員全体の意見が統一されたものが出てきたのだと私は思ひます。しかし、そういうことがいいか悪いかと言われてみて、職員の統一した考え方を議會に反映さすべく出してきたということに對して、私がいいとか悪いとか言うわけにはいかぬだらうと思ひます。

○岩間正男君　私が聞いているのは、これは公務員でしょう。公務員がこのような法案に對して——労働組合という組織があつて、そこでやるなら、これは別です。ところが、實際制度の——行政機關の手先、こういうところの事務所長がこのような法案に對して働きかけをやっているから、問題が私はこれはやはり重大だと思つてゐるのですよ。それをあそこの労働組合員として、このようなやり方に対して、機構改革についての考えを述べるとかなんとかということ、これはあり得る。しかも、一方で労働組合は反對しているのですよ。われわれ調べてみると、統計調査事務、この關係の労働組合、反對です、この法案に。それなのに、それを「代表して」と、こうい

うことをやるという事は、これはいいのですか。それから、行政指導のしかたとしてかまわないですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) その電報料が行政費から出ていることなら、これはまかりならぬということになります。しかしながら、所長としては、所長さんの下に組合の方がたくさんいるのですから、その人たちの意見がどうでございませう、こう言っている。岩間さんは電文の解釈についてどう言われておりますが、私はどうもそれに對していかぬと——行政費を使ったというなら、これはけしからぬということは言えますけれど、それはどうも、そこまで私のほうから……。

○岩間正男君 しっかり答えてください。こういうようなことを、いいですか、一つの省庁の設置法、この改正案に對して、この関係者である事務所長がね、職務の名前を——何のたれがしという個人の名前で出すならいざ知らず、これは統計調査事務所長とあるのじゃ、これはちゃんと職名を帯びたそういう形で出している。こういうことは差しつかえないかどうかと言っている。国会の審議に對して、こういうような形でかまわないですか。それから金のことを言っているけれども、金の問題よりも、そういうようなことは体制でいいのかどうかということを私は聞きたいのです。

それからもう一つ聞きたいことは、あなたは、反對しているかどうかという事は、これは調べてみなければわからぬですね、少なくともいまの段階では、これは調べてみて、そうしてほんとうに全職員が賛成しているのか。それから、全職員を代表するという形でこれを出しているのだから、こういうことが事実なら、これはどうします。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私の知る限りでは全職員——私のところへ来ている全職員は、ぜひ通していただきたいのだから、賛成だと私は解釈いたします。しかしながら、その電文が所長名でいいか悪いかという点については、今後検討いたします。

しましう。

○岩間正男君 これは調査してほしいと思う。はたして全部が賛成しているなんて言ったって、われわれは反対の意見をたくさん聞いているわけだ。これは労働組合、職員組合として聞いているんです。それとまるで反するような形で、事務所長がこういうような電報を出して、いかにも全体を代表するような形で、しかも職名を帯びたそういう電報を出しているのかどうかという、この国会審議でそういうことが許されているのかどうかということに聞いている。これは綱紀の問題と関係がある。こういうことを許すとすれば、ほとんど各省庁——関係のあるところの省庁の職員の名前に對して、職員の全体の意思だということなことで、この意思をはかたかどうかということとは事実を明らかにすればいいのだが、それもしないで、こういう形で圧力を加えるということとは、これはいいのか。いいとするならば、これは農林大臣の意見だとすれば、それは私は重大だと思えます。そうでしょう。そのことです。国会の審議に對して、その対象者になる——適用を受けるといふような人たちが、公務員として、しかも事務所長という名前でこういうことをやっているのかどうかという事です。これはかまわないのか、綱紀上かまわぬのですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) ですから、ただいま言ったとおり、事務所長名を使った、こういうことにつきましては、今後調査をして、またそれからお返事を申し上げます。

○岩間正男君 そうすると、事務所長名を使ったということは当然問題ありますね。これはあると考えてよろしいのですか。調査するといふのだ、これはある。なければ……。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私は、問題があるとかないといふことは、所長としての陳情をする権利があるかないかといふことについての問題だと思えます。ですから、十分検討を加えてみて、お返事申し上げなければならぬと思えます。

○岩間正男君 それじゃ、この法案上がらまで

に、さっそく調査してください。労働組合にも聞いくて下さい。職員組合に聞いて、はたして職員組合が賛成しているか反対しているか明らかにしてくださいます。職員組合が反対していれば、職員組合を代表して、そうしてこういうものを出す——そうしてこれはともかく請願という、要請という名前前で、これは一つの審議に對してそういう圧力になるわけですからね。そういうことは一体許されているのか、どうなんですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) どうも岩間さんのところへ行っているお方と、私たちのところへ来る同じ組合の方は、違っているのかもしれない。しかし、私のところへ来た範囲内の組合の方は、これは所長じゃありません。その組合の方々は、いろいろなことは言いましたけれども、ぜひ通してもらいたい、なるべく早く早目に通してください。そういうふうな私のところには来ておりません。ですから、これはどうも岩間さんのところへ行つたお方と私のところへ来た方とは違ふのかも知れません。それは見解の相違ですから、これはしかたありませんから、ひとつ御了承を願いたいと思ひます。

○岩間正男君 これはまあ大臣の前に行くと、これは職員でもいろいろあるでしょうから、職制もあるだろうし、そういう人たちがあろうと思ひます。そういうところでは反対できないから、賛成している人も多いだろうと思ひますがね。しかし、一般の職員を代表して、全体を代表していることになるんですか。このところはやっぱり調査して、今後のこともあることですから、国会審議のあり方としていかどうかという点で私は問題にしているわけですから。各省庁のそういう責任者が、こういうような職員を代表するという名前前で、そうして国会審議に對してこのような意思表示という形になるわけですね。これは公務員等のあり方としてよろしいかどうかということが問題なんです。これはやっぱりただしておかなければならぬ問題でしよう。これがいいとなつて、無制限にやられたとすれば、これはやっぱり

私は一つの法規の問題として問題あると思ひます。こういうことでは、国会審議に對する正しい態度とは思えないです。だから、その点からこの調査を、この次までにこのことについての調査と、それから強制されてやっていると、か、ずいぶんこまめにやられているんですが、どうか何ですか、本庁からでも指令を出しているのか、あるいはそういう勧告でもしているのか、そういう事実あるんですか、ないんですか。

○政府委員(大和田啓君) 私ども別に統計調査事務所の所長にそういう電報を打つようという指示は一切いたしておりません。それから、大臣のお答えがございましたから、私も調査をいたしますけれども、統計調査事務所長としては、この法案の取り扱いあるいは農林統計の今後の問題について実に真剣に考へての結果、国会の先生方に陳情を申し上げておると、そういう趣旨に私も理解をいたしておるわけでございます。

○岩間正男君 とにかく私の提出した問題で、これは大臣が了承されたと思ひますから、その結果を待ちます。

それでは本論に入つて聞きますが、臨時行政調査会は昭和三十九年に「統計調査事務所の所管にかかる事務のうち行政の推移によつてその必要性が減少しているものは整理または縮小し」と、こういうことを答申しています。行政の推移によつてその必要性が減少している事務とは、これは具体的に何をさすのか、またこの答申に對する農林省の見解はどうなのか、お聞きしたい。

○説明員(岩本道夫君) 農林統計は行政のために必要な資料をつくることを重要な使命としておりますから、行政の推移によりまして、行政の実情に沿うように常にその内容を検討し、充実にしていかなければならぬわけでございます。最近のように生鮮食料品の価格、流通対策等が重要な問題になってきまして、その方面の仕事を充実してまいらなければならぬので、従来やっております、特に作物統計と申しますか、生産量を把握するような仕事につきましては、調査方法を簡略

にするとか、できるだけ努力を節減しまして新しい仕事に回すということで、常に新しい情勢の変化に対応できるような措置を講じてまいったわけでございますけれども、その三十九年の答申の御趣旨もそういう意味であろうと解釈をし、それに即応してまいっております。

○岩間正男君 次に伺いますが、昨年出された行政監理委員会の意見書によりますと、現業を除き、府県単位以下に設置されている各官庁の出先機関は全廃すべきであると、こういうことをまあ述べているわけですが、これに対して農林省はどういう見解を持っていますか。

○説明員(岩本道夫君) 農林省全体としての御意見は官房長の方からお答えしていただくことにしまして、その一部であります統計につきまして私の所信をお答え申し上げます。

統計調査は、御存じのように、戦後食糧の非常にきびしい時代に、供出制度に対応するためにできた組織でございますが、その後食糧事情も緩和しましたし、情勢が大いに変わって、単に作物統計でなしに、農家経済調査とか、あるいは生産費調査とか、価格流通対策調査とか、いろいろな調査を通じて、価格政策や、流通政策や、その他農業構造政策に貢献するような形で仕事をしております。で、行政を遂行しますためには、その求めるデータが科学的であり、かつ中立公正でないと使えないものにならないわけでございますが、戦後の食糧問題を契機として、私どもの組織は、そういうことに専心する組織として成熟をし、かつ発展を遂げてまいっております。したがって、いまこれを都道府県に移譲して私どもの組織をやめますと、いままで蓄積しました専門的な知見と職員的能力というものはおそらくなくなってしまうのであります。各都道府県によって調査の方法なりやり方が違つてまいりますと、調査の統一がとれませんので、農林省が全国的な立場で行政をする上に非常に支障になるのじやなからうかというところでございまして、私どもいたしましては、統計調査事務所を廃止してこの仕事を都道府

県に移譲するということは、絶対に反対でございます。

○岩間正男君 それがあら行政の推移ということになるのですか。そうすると、これは総合農政にまあ移行してくる、それから食糧事情が非常に変わってきたんだと、したがってこの統計調査事務所のこの任務も非常に変わつてきているのだと、そういうことについてあなたまあ話をされたのですね。しかし、これを廃止するということとは考えていないと、こういうことなんだが、これはどうなんですか。私はこれに関連してお聞きをします。

○説明員(岩本道夫君) 統計調査事務所がやります業務の内容は、この組織改正があろうとなかろうと基本的に変わらなれないと思ひます。すなわち、国が必要としますこの農林行政に必要な基礎資料をつくるということを目途として調査をし、統計をつくるわけでございます。ただ、その仕事をやります過程で、従来はともすると農林省の中央行政のための資料をつくる、統計をつくることに重点が置かれた結果、都道府県あるいはそれ以下の、特に地方公共団体の末端をにいます町村のための統計作成ということにつきまして、この重点が置かれなかつたと申しますか、問題があつたということでございますので、今後、農林局にこの統計事務所を統合することを契機として、そういう方面の仕事を開発をし、世間の要請に応じていくというつもりでございます。基本的には変わりませんけれども、そういう業務のやり方は若干改革をされていくと、それが今回の法案を提案する基本的な理由の一つでもあるかと思ひます。

○岩間正男君 基本的には変わらないのですか。これは現行法ではどうなつていふんです。それから改正案ではどうなつていふんです。その点対比して法文的に言つてください。

○説明員(岩本道夫君) お答え申し上げます。農林省設置法の改正案の三十六条第七号に、「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関すること」という規定がございます。この規定は現行法の趣旨をそのまま受けておりまして、その意味におきまして基本的には変わりないと思ひます。

○岩間正男君 法的な対比して、現行法はこれどうなつていふんですか。

○説明員(岩本道夫君) ただいま申し上げましたように、改正法案の三十六条第七号「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査」をすることというのが改正案の内容でございます。現行法におきましては、四十二条に統計調査事務所の所掌事務がございまして、「統計調査事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査に関する事務を分掌する。」というふうに規定されております。その精神は基本的に同じでございます。改正法におきましては現行法の精神を受け継いでおります。表現は変わつておりますけれども、内容は変わらないというふうに理解しております。

○岩間正男君 どうもおかしいじやないですか。これはなぜこんなこと——ちゃんと詳しく現行法ではこれは規定しているわけですね、それが今度の改正案では非常に簡単になるわけですね。ここに問題は、行政の推移ということがさっきの説明によつても当然出てくるわけですね。そうすると、この改正案で、これまで現行法に「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」、こういうふうにはつきりうたつてゐるんだね、この面がなぜ抜けたんですか。

○説明員(岩本道夫君) 先ほど私が申し上げました現行法の四十二条のところに書き方は、昨年の一省一局削減法のときに変わりました。農林省設置法第八條の二十六号で「農林畜水産業及び農山漁家に関する統計その他農林省の所掌事務に係る統計を作成し、並びにこれに必要な調査を行なうこと」ということに書き改められております。したがしまして、先ほど私が御説明申し上げました改正法案の第三十六条第七号の「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関すること」というふうに表現が変わつておりますけれども、事柄の精神として基本的な点については変わりないものと考えます。ただ、行政の変化に即応するために、統計の内容は客観情勢、行政の変化に即応する必要があると、この改正法案の七号の表現が最も妥当であると私は考えます。

○岩間正男君 どうもそこところが私は納得できないところですがね。一方では変わりはないんだと言つてゐる。現行法でも改正案でもその中身は変わりはないんだ、そう言つていながら、一方では米穀事情、食糧事情の変化によつて、行政の推移、それに即応するためだと言つてゐる。これはつまり、まるきり違ふんでしょ。変えていくんでしょ。変えていくんでしょ。変えていくんでしょ。これが規定しているのは非常に意味があるんですよ。どうしてこれは客観的な科学的な調査というのは必要なんです。それなしには、農政をやるとか何とか言つても、話にならぬわけですね。この基礎調査が必要なんです。それをちゃんとうたえたいでしよう。ところが、その中で非常に内容的なものについて、どうでも融通できるような、そういう形の改正をやつてゐるのではありませんか。それで、その背後には、あなたたちの言つてゐる行政の変化、推移、これによつて、それに即応するようにやるのだ、ちゃんとこう言つてゐる。それで、具体的には、食糧事情が変わつてゐるのだ、米はたくさんとれるのだ、余つてゐるのだ、したがつて、作物の調査なんというのは、これはここで要求されている、現行法によるような厳密な、そういう科学的な調査というものは省かれてしまつて、わかなくなつてゐる。それだけじゃない。さらに「耕地面積」、それから「農山漁村における統計的経済調査」、こういうものは、もっと客観的に科学的

然これはやはり科学的な客観的なそういう調査というものは破壊される。どうですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 岩間さん、むずかしいなあ。どうもそうじゃないのだと言ふのに、岩間さんはそうだとおっしゃる。そうではないので、白書の点は、レジャーがアメリカが一〇〇で日本がわすかの七だというから、それはおかしいじゃないかということ、数字の訂正があっただけであつて、岩間さんのおっしゃるが、アメリカがレジャーが一〇〇のものが日本がわすか七、そういうふうには書いたから——それはほんとうだと岩間さんおっしゃいますが、それほどでもないのじゃないですか、いまの日本は。ですから、文句の書き方が違ふから、その字句を直しなさいということ、数字はちつとも違つていないので、それを力こぶを入れてやるほどのことでもないのじゃないですか。いずれにしても、白書の内容はそういうことでございます。

○岩間正男君 それはすいぶん問題になったのだ。閣議によつて、せつかく出たのに、そういうようなことで変えられる。そしてそれが書き直されるといふ形で出されれば、何ほでも政府の意図で変えることができるということ、これは証明している。そういう形では、これは非常にまずいんですよ。だから、そういうことをやっていると、農林省だけ信用しろと言っても、そうはいかぬのです。しかも、総合農政というのはいまだに全くわからぬ。その推進の本部は、ほんとうに地方でやっていると、地方の農政局でしょう。そのもとに今度は統計調査事務所を入れてしまふ。そうしたら、結局はいつもにやられればどういう調査になるかということ、これは見当がつく。農林大臣もだいたい今まで経験豊かな方だと思ふから、知つてゐるでしょう。日本の政治が権力支配の中でどういふふうな一体変えられていくか、そういう点を私は心配してゐるのです。だから、いまあなたはむきになって答弁されたけれども、そういうことではないのですよ。なぜ一体ああいふことをやるのか。

○国務大臣(長谷川四郎君) まあ、日本の政治は権力政治じゃないのであつて、民主政治であつて、自由の中で行なわれてゐる。権力政治と岩間さんが言われるとおかしくなるので、その点は私は別にいたします。しかしながら、統計というものがいかに必要であるか、これは議論の余地のないところなんですから、岩間さんが御心配のこと、なことをいふにやりますから、どうぞ御了承ください。

○岩間正男君 それはあなたの答弁の範囲内でどうだこうだという問題ではないのであつて、この法案が発足すれば、あなたが農林大臣をやめられても、法案は生きてゐる。そして自民党のこういう権力政治がまかり通る。そういうところでどういふふうなゆがめられるかということ、私は言つてゐる。

次に聞きますが、農林統計審議会の建議によりまして、昭和四十三年十二月二十七日の「農林統計の地方組織を地方農林局に統合することについては地方農林局が地域農政を実質的に推進する機関として確立されることと並行して実施されるべきこと」、こういうような建議を出されてゐるのですが、これに対しては、これはどうなんですか、これに合つておられますか、今度の改正は。

○説明員(岩本道夫君) 御質問ございました農林統計審議会の答申がございましたことは事実でございます。その答申の趣旨は、今回の農林省設置法の改正案によりまして統計調査事務所を地方農林局に吸収いたしますにつきましては、まず地方農林局はほんとうに総合農政を推進する実質的な地方支分部局として成熟されるべきこと、そういうことにこの統計調査事務所を統合することが役立つのであります。大いにこれは賛成であるという趣旨に私も押さえておりました。

それから、農林統計調査事務所は、従来、統計の独立、行政からの独立という、ただいま岩間先生から御質問ございましたような趣旨で、できるだけ行政には近づくなという指導方針でできておつたわけでございますが、どうも最近その弊害が出てまいつた。と申しますのは、先ほど大臣から御答弁ございましたように、調査客体のほうの事情が變つてまいりました。兼業農家が多くなつたこと、あるいは都市化が進んだことといったような背景のもとに、調査に参りましても、兼業で忙しいから農業のことを聞いてもなかなか答えてくれないとか、行つてもいないとか、いろいろな調査上の支障のある事態が生じてまいりました。そこで、これを打開いたしますためには、やはり地域農政の中で、統計調査をやっております職員も、地域の住民の一人としてこの地域農政に参画をして、その上で統計をとる協力をお願いしなければならぬ。もしそれができずば、統計をとる末端的調査のやり方が非常にスムーズになるのじゃないかというふうなこともございまして、そういうようなことにも役立つであらう、こういう二様の意味をもちまして農林統計審議会が御答申をされたわけでございます。私もそれを拳々服膺してまいりたいと考えております。

○岩間正男君 どうも、私たちは文書によつて見ているわけですが、「地方農林局に統合することについては地方農林局が地域農政を実質的に推進する機関として確立される」、こういうことと「並行して」というのですが、そういうようなところが並行してゐますか。

○説明員(岩本道夫君) 地方農林局は、現在は、現行法では地方農政局でございますが、地域農政を推進し、きめこまかい農林行政を行なうためにできた機関でございます。年々歳々権限も強化してきておられますが、なお行政を推進する基礎的なデータをとる統計調査事務所を欠いておりましたためにやはり行政推進上問題があるというところで、もしこの統計調査事務所を統合いたしますならば、画電点晴と申しますか、真にこの地方農林局が地域農政を推進する機関になり得るという確信を持つてこの改正案を提案しておる次第でございます。

○岩間正男君 とにかく私が心配してゐるのは、これを合併統一することによつて、統計そのものに対する行政面からの圧力と干渉が強まる、そして統計の独立性、客観性、独自性がそこなわれ、農民の実態が正しく統計に反映できなくなる、そういうおそれがあること、これは避け得られないと思ふのです。これをそういうおそれがないようにするといふふうな保証がありますか。その点についてどういふ一体あなたたちは今後これに対する措置をしようと考えておるのですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 農林統計につきましては、元來客観的な統計をつくるという伝統が非常に強くあるわけでございます。私も農林省の幹部といたしまして、政策を論議する場合に、客観的な統計を材料にして論議しなければあやまつことは明らかでございます。私どもの気持ちの中には、統計調査部はいよいよ客観的な資料をつくることに専念してほしいということ以外に、行政的にこれをゆがめたり悪用したりするようないふ意図は全然ございません。これは特別にことさらにそういうことを客観的な統計をつくれということをこの際に申し上げる必要もないほど農林省の中では徹底しておるわけでございます。

○岩間正男君 どうもそういう、ものをチェックする、そういう方法は、具体的にいまの説明だけでは、これはわれわれは納得しかねるのであります。

○委員長(八田一朗君) 岩間君、もっと元氣を出してください。聞こえないのです。大きな声で……。

○岩間正男君 次にお聞きしますが、統計調査事務所を都道府県に移譲することに農林省は反対しておるわけですね。その反対の理由というのはどういふことですか。

○説明員(岩本道夫君) 反対しております理由はいろいろございしますが、最も主要なものをあげますと、統計をとりまします場合、特に全国的な統計をとりまします場合には、全国共通の方法論と、共通の目標、それから手続、さらに、農林漁業は非常に

複雑な産業でございまして、調査の対象も非常に多くございまして、業態が千差万別で複雑でございまして、単に統計の専門家であるのみならず、農林漁業についても知識を持った専門的な職員が必要でございまして。ところが、これを都道府県に移譲いたしますと、その保証がございませぬ。現在都道府県の統計課あるいは市町村の統計課でやっております統計は、人口統計に始まりまして、労働、厚生、文部その他各般の各省の仕事をやっております。そこへこの複雑な農林統計を移譲しても、いまの精度の高い統計をとれるという保証はございせん。したがって、統計の独立性、正確性という先生の御主張から、その説には組し得ないと思ひます。さらに、最も問題がありますのは、災害とか価格対策の基礎資料になります生産費調査のたぐいを各都道府県に移譲しました場合に、はたして中央において客観的な査定ができるような資料が得られるかどうか疑問がございまして。それらの点もいろいろ勘案をいたしまして、地方移譲の案には反対でございまして。

○岩間正男君 同じことが言えるじゃないですか。なるほど地方移譲ではないにせよ、地方農政局に統合する。そうすると、やはりこれはどうしても地域的ないろいろの圧力とか、そういうものが出てくるでしょう。そういう中で、全国的に統一したそういう機能というものはいままでのように保たれますか。

○説明員(岩本道夫君) 先ほど法案の解釈のところで、権限のところ申し上げましたように、私どももやっております統計調査の仕事は、現行法でも改正案でも基本的には変わりはないということとを申し上げたわけでございまして、たとえば耕地面積とか、農家人口とか、農家数、あるいはおもなる農作物の収穫高、経済調査とか、そういうような基本的な項目については、全国的にこれとは必要がございまして、これはこの点は現在も将来も変わりはないと思ひます。したがって、そういう意味で、農林局に入りましようが、

入りますまいが、その点には変わらないわけでございまして、ただ、将来この仕事のやり方をより合理化して、多少労力と経費を浮かして、農林局が地方的に必要とする部面の統計調査ができるようにしてあげたいと、それで地域農政をきめこまかく推進したいということを考えておりますので、全国統計は現在統計調査全体の仕事の八割ぐらいになっておりますが、その比率を下げまして、そちらのほうの仕事を広げようということでございます。その基本になる面については、その精神においては、独立的、客観的であるということはどうも変わりないわけでございまして、先生の御指摘になるような心配はないと思ひます。

○岩間正男君 農作物の生産費調査、それから農作物の被害調査のように、米価の決定等農作物の価格対策、あるいは天災融資法の発動等、こういう災害対策を実施するにあたって、直接に基礎資料をとる、こういう点で統一されて、私は非常にやばり問題が出てくるんじゃないか、こういうふううに考えられますね。どうしてもこれは地方への圧力、そういうもの、そうしてそこにさらに政府の政策面がやばり一つの圧力を加えてくる。そういう心配は免れないと思う。それに対するそんな、そういうことをしない保証があるかという、その保証については具体的なこれは説明がないんです。だからこの点は、説明がいまなされませんが、十分にこれは納得のできないことであります。

○説明員(岩本道夫君) 先ほどお答え申し上げましたように、農林省としましては、中央で農林

行政を進めるための統計に重点を置いて統計をとっております。その副次的効果として、全国統計を地域的に別に集計をしますと、地域別の統計がとれるということ、これは都道府県、市町村等に役に立つておると考えております。ただ、全国統計をとることが最大の任務でございまして、県なり市町村なりの立場から見れば、なお不十分で足りないという面が多々あると思ひますので、現在都道府県なり市町村では、農林省のやっております調査を補完する意味におきまして、独自の調査をやっております。これは屠畜輸車の関係にございまして、相補完するものでございまして、矛盾がないと考えます。

○岩間正男君 これは矛盾がないという説明ですけども、どうです。市町村で進めているんです。それから農林省で進めている。そういうところろに相当な食い違いが出てくる。それから、やばり農林省で進めているのがどうも具体性がないう、そういうようなことで、当然競合する部面といふものが出てきませんか。

○説明員(岩本道夫君) 先ほど災害調査や生産費調査の例を先生お出しになりましたが、たとえば生産費調査になりますと、全国的な数値を出す必要がございまして。たとえば米価決定の基礎になります米の生産費調査にしまして、これは全国の約四、五千の農家を調査しまして、この平均値を出して判断をするわけでございまして。そこで調査の方法は、中央の統計調査部の中で設計をします。調査の企画、設計、実行方法について逐一参謀本部であります本省の統計調査部でやるわけでございまして、現場はその実施をするにすぎないわけでありまして。したがって、都道府県が市町村別これをばらしていきまして、必ずしも十分なものではございせんので、市町村なり県なりで独自の調査をするということがあります。しかしこれは、調査の方法なりやり方が違えば、おのずから違う数字が出てくることも予想されますが、私どもは、全国的に統計数理的に計算しまして、これで精度が幾らだという判断をしてものが

言える数字をつくっております。全国段階では私どももやっております数値で間違いないと信じております。これを地域的にばらして別の数字が出ることもありますが、これは矛盾というところではなくて、そういう調査方法の違いに基づくものであらうというふうに判断します。また、災害の調査につきましては、都道府県、市町村等では、災害が起きますとすぐ数字を出さなければなりません。災害に対する対策の要望を中央にいたします関係で、災害が起きてすぐに数字をはじ出すため、相当見込みの数字が入っております。私どもは、災害が起きますと、まず情報をとって情報を上げる。それから、一週間ぐらいたって、足で回ってもう少し確認をせよ。さらに二週間たつて、もう一度数量的に確かめろということ、一報、二報、三報というシステムをとっております。数値が確定するのは三報以後の段階でございまして。おそろく洪水の場合ですと、水のかぶった状況で調査をしまして、そういう意味で都道府県なり市町村が出している数字と私どもの出しております数字が、食い違いでございまして、矛盾ではなしに、調査方法の違いで、私どものほうが精度が高いと、かように判断いたしております。

○岩間正男君 それは機構を持っておるから……。けれどもやはり実情にこれは合わない問題があったりして、これはいろいろ災害の場合なんか、見積もりの問題なんか絶えず食い違いが出てくるんじゃないですか。そうして必ずしも、そんなら農林統計の調査が実情に合っているかどうかという、そうでない。そこでしばしばこれは論議も巻き起こしているんですから、ここで競合することが出てくるんですね。そうすると今後どうですか、地方の発言が非常に強化されて、どうも農林統計はあてにならぬじゃないか。実際またそういうことありますよ。現実には合わないという調査がしばしばありますよ。われわれ災害の調査に行ったり、農作物の補償の場合ですね、被害の程

度

度なんかというのは全く地方の実情に合わないというようなことが出てくるわけですね。だからそういう点で、地方から地方移譲の声として、地方農林局に置くなり、もういっそのこと地方へ移譲したほうがいいじゃないかという声が起こってきいているんじゃないですか。その点どうなんですか。

○説明員(岩本道夫君) 私どもは農林統計については日本で唯一の専門の機関であると自負をいたしております。したがってこれが地方農林局の中に入りまして、府県庁や市町村から統計についてあれこれ指示を受けたら、指導を受けたらする必要はさらさらないと思います。むしろ逆に都道府県や市町村を指導する立場にございまして、今後地域農政の中に入りまして、国が市町村の農業統計のとり方を指導していきたい、そうして地方的にもそういう正しい統計がとれるようにがんばっていききたいと思っております。したがって、向こうから影響を受けるのではなく、私どもの正しい統計のやり方を市町村に普及したいと、こういうふうな考えておりますので、先生御指摘のような矛盾が起こり得ないと思っております。

○岩間正男君 これはあなたのほうの自信のほどをお聞きしていたんだが、どうもこれは現実と合わないこと相当あるんですよ。われわれぶつつかっている。それをいまのようによつていくと、確信があつて天下天下唯我独尊というふうな聞えるわけです。これはわしのやつてゐるのは間違いないというふうに言われていますが、どうです、これは自治省の見解聞きたいんですが、自治省来ていますか——自治省としてどういうふうな考えているか。この統計調査事務移譲について、今度の地方農林局構想、今度の改正案について一体どういうような考えを持っているか、自治省の見解を聞きたい。

○説明員(森清君) 国の出先機関につきまして、地方行政と非常に密接な関係のある機関につきましてはできる限り都道府県に統合をしていただ

くというのが自治省の基本的な希望でございす。当統計調査事務所をどのような形にするかについても、政府部内での御検討の段階に、最初の意見としてもそういうことを申し上げたのでありますが、諸般の事情を検討されて、結局政府としては地方農林局に統一することが妥当である、このような結論になったので、それに従つておる次第でございす。

○委員長(八田一朗君) ちょっと速記とめてください。

○委員長(八田一朗君) 速記を起しててください。

○岩間正男君 そうすると何ですか、今度の構想については反対というんですな。

○説明員(森清君) 地方行政機構全般につきまして基本的な考えは持つておりますが、その考え方がそのときそのとき的情勢に応じて実現できるものから実現していくということでございますので、今回はこれについて、基本的な大きな方向としては都道府県に移管をしてもいいという考え方をもつて農林省ともよく話し合をしたわけでありましたが、現在といえますか、この情勢においては、この事態においては、地方農林局に置くことの方がより現実において妥当性があるという農林省の判断に自治省も従いまして、同じ意見として政府で決定したものと考えております。

○岩間正男君 一応妥協したというわけですか。あなたのほうの基本構想とは違ふわけですね。そういうことですか。

○説明員(森清君) 地方行政機構全般について自治省はそういうような見解を持ち、また希望を持っておるので、この見解に従つて、政府部内でもそれぞれの法律案その他の施策が決定される際には、政府部内において意見を申し上げますが、これがいろいろな角度から検討されて、最終的に政府案として決定されるのでございす。この段階において、自治省もこの地方農林局に統計調査事務所を

吸収するといひますか、置くことに賛成いたしてゐる次第でございす。

○岩間正男君 昨年の七月に全国都道府県、市町村に対して、この地方行政の合理化に関するアンケート調査をやつたでしよう。その結果どうなんですか。統計調査事務所の廃止の問題、さらに都道府県に移譲する、こういう問題についてどういう結果が出てゐるのですか。

○説明員(森清君) 都道府県知事、都道府県議会議員、市町村議会議員に対してアンケート調査をいたしましたその結果でございす。この統計調査事務所につきましては、その事務は廃止をして都道府県に移譲する、あるいは統計調査事務所のやる統計とそれから都道府県のやる調査統計と適当に調整をして、都道府県に帰せられるものは帰すというふうな、いわゆる改革を要するということ意見が都道府県、市町村とも約八七%から八九%程度でございす。現行のままでよいというものが、都道府県が八・七%、市町村が六・七%というふうな状況でございす。

○岩間正男君 これは大臣の問題について話し合ひをされたのだと思うのですが、どういふことですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほどからも岩間さんのお話の中に、地方は岩間さん、やつぱり災害だとか何とかがあれば一銭でもよいはいはいという、これはよくわかるのです。岩間さんのお話の中身もよくわかるのです。しかし統計ですから、やはり妥当性を出していかなければならぬということ、何か関係方面とそういうことで打ち合せて、これでいこうじゃないか、そういうふうな、やはり内容は統計にあらわれてくるだろうと思ひます。ただいまの件につきましても、これは別に自治省がどうだということではなく、閣議決定でございすので、閣議決定であれば自治省がどういふ考え方を持とうと、農林省がどういふ考え方を持とうと、政府はやはり政府としての一体の考え方の上に推進することになるわけでございます。

ます。もっとこまかい御説明ならば、官房長からいたさせます。

○政府委員(大和田啓吉君) 先ほどお触れになりました自治省関係、地方公共団体のアンケートあるいは自治省の意見等々、地方農政局なり、あるいは統計調査部についての御意見は私も十分慎重に検討いたしておるわけでございす。ただ私どもの立場から、なかなかそれは簡単にまいらな

い点があるわけでございまして、最近閣議で決定いたしました行政改革の第二次によりまして、地方農政局に統計調査事務所を統合するということが閣議できめられておるわけでございす。ただ自治省あるいは地方公共団体からの地方農政局に対する御批判等は、私どももこれからの仕事の進め方については十分頭に入れて改革を、改善をすべき点があるものの中にもあるというふうな考えで、せつかく努力をするつもりでございす。

○岩間正男君 とにかく災害の問題で、私たちが決算委員会でも現地を調査して、しばしばこの問題についてぶつつかつたわけですね。それで、これは必ずしも農林省が発表した数字が現地を調査してそれに適合するかどうか、そうならないといふことが非常に多い。そうして農林省の立場としては、非常にこれはやはり軽微に見えるでしよう。そのことのためになかなか実情に合わないで、実際は被害が補償されないというふうなことも多いぶんあるわけですね。そこからこれはやはり一つは起こつてくる課題だと思ふのですが、こういう点についても、これは情勢について十分にこの点は明らかにしなければ、どうもここで自治省と一応法の改正案を出すので話し合ひをするというが、自治省の考え方は依然として地方を考へてゐる、それが実は根柢にあるのだ。それから農林省のほうは、あくまでこれは農林省がやつていくのだ、こういうことになりますと、先にいつてそういう問題は、これはどうですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 岩間さんのおっしゃるの、先ほど申し上げましたとおり、これがかつては、いままで統計と地方が——市町村と離

れておりますけれども、今度はやはり農政局のほうになりますと、かえって緊密化するといういまいしよいか、交渉というか話し合いもできやうくなるのではないのでしょうか。それはもう一方、地方になつていくのですから、地方地方の実態の調査ですから、統計なんですから、私のところの災害はこれだけあった、いや、それはひど過ぎる、これを災害と見るのはひどいじゃないかという点は、市町村、県庁としても、地方としては少しでもよけいにみてもらいたいのが市町村の当然の心理です。しかし、統計のほうはそうはいかぬ。こういうことについてと接近をして、もつと妥当性のある地方の実情をこの中に繰り入れたらうとした統計というものの報告が出るのじゃないでしょうか、かえって。ですから、岩間さんの御心配はよくわかるのです。それにはかえってこのほうが有利性があるというように私は考えます。どうか、そういう点についての岩間さんの御意見もよくわかるので、そのように私は理解いたしますので、岩間さんも十分その点は考えてみてもらつて御判断を願いたい、こう思います。

○岩間正男君 ただいまの問題について、そういう意見はこれは聞くだけにしておいて、これは水かけ論ではないから、次に移ります。

これによつてその定員が問題ですな。定員振りかえ措置をやるわけでしょう。そうでしょう。これは千五百人ですか、この地方移譲と同時に定員の振りかえが行なわれる。しかもこれは、この総定員法の五割削減とは別ですね。こういう形で考えておるのですか、この内容について説明してください。

○説明員(岩本道夫君) 統計調査部関係の定員規則上の取り扱いを御説明申し上げます。

四十三年度末で本省統計調査部の定員が四百九十二名でございますが、これが振りかえは二十二名振りかえになります、最終的な四十四年度の定員の姿は四百七十名になります。それから統計調査事務、これは県の事務所、出張所を含めまして、四十三年度末で一万二千三百二十七名でございます。

います。このうち五百六十六名が削減になりますとともに、三百六十四名が振りかえになります、合計九百三十名減りますので、四十四年度の統計調査事務所の定員の最終的な姿は一万一千三百九十七名になります。本省と統計調査事務所を合わせますと、四十三年度末一万二千八百九十九名が九百五十二名減りまして一万一千八百六十七名、こういう姿になるわけでございます。

○岩間正男君 これは農林省と行政管理局、大蔵省との間でこの意見の調整が行なわれたと思うんですが、それで、どうですか、農林統計組織については今後三カ年間にわたり千五百人を目標として、定員を農林省内の他行政部に振りかえることとして、このことの関連によつて農林統計事務の県移譲等は行なわないと、こういうような大筋の了解が得られたと、こういうことを聞いておりますが、これはどうなんですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私ども統計調査事務所を地方農政局に繰り入れますときの話に、三カ年で大体千五百名程度の統計調査部の人をよそに配置がえをしたいと思うことを行管と話し合った事実はございます。そのうち四十四年度におきましては三百六十名程度の振りかえをいたすわけでございますが、千五百名とこうきつちりきまつた数ではございませんけれども、先ほども統計調査部長から申し上げましたように、大体大ざっぱに申し上げまして統計調査部の定数が四十四年度で一万二千五百人程度でございまして、それで、千人程度は三年五割の削減で落とすから、千五百人程度は農林関係で他の必要な部局へ移すということ、そこで実は率直に申し上げまして統計調査部につきましては、統計調査事務所の将来の運営につきましては、御質問の中にございまして、いろいろ問題点がございまして、統計調査事務所に勤務している職員につきましても、自分たちの将来について不安ということもないわけではございません。したがって、仕事のやり方を改善すると、あるいは事務調整をするということを前提といたしまして、いま申し上げま

たように一万名程度の統計調査事務所関係の定員に将来すると、その中には千六百名程度の流通関係の仕事がございまして、それは本統計調査部の仕事とは異質のものでございまして、それを除きますと八千三百、四百名ということになるわけでございますが、そこで統計調査事務所関係の地方農政局の中に入れて、安心をして統計調査事務の展開を進めておるわけでございます。

○岩間正男君 これは伝え聞くところによると、自民党の内部にはこれは政調会だと思つていますが、現在の一万二千五百、これでは多過ぎるじゃないか、八千人程度にこれは減員をすべきじゃないかと、こういう要求があるやに聞いているんですが、これに対してはどういう見解を持っていますか。

○政府委員(大和田啓氣君) ただいまお話しのようなことは私も全然承知をいたしておりましたが、そういうことと別問題に、私ども事務的な判断で措置をいたそうとするわけでございます。

○岩間正男君 これは四十四年の三月七日です、農林省の農林経済局統計調査部長ですか、あなたでございまして、あなたが全農林東京本部統計本省分会委員長として出した回答、こういうのがあります。その中で、これは何ですか、さっきもちょっと幾ぶんやりましたけれども、「農林省と行政管理局、大蔵省との間で意見の調整が行なわれた。その結果、農林統計組織については、今後三カ年間にわたり、五〇〇人を目標として定員を農林省内の他行政部に振り替えることとし、このこととの関連において、農林統計事務の県移譲は行なわない」ということで大筋の了解が得られた。こういう回答が出されているようですが、これは事実でございまして、

○説明員(岩本道夫君) 事実でございます。

○岩間正男君 そうしますと、これはまあ自民党内のそういう一つのこれは見解があるにしても、あくまで大筋は守られると、こういうことですか。

ね。

○説明員(岩本道夫君) そのとおりでございます。

○岩間正男君 それでは、この移譲は、当然この問題に関連して職員の配置転換という問題が起これると思つておられます。これは避けられないでしょう。さらに今後はブロック単位にこの統合が行なわれるのですから、結局東北の青森から福島県に配置転換される職員というふうなものも当然出てくる、こう考えるのです。そうすると、どうですか、これについてですね、当然妻が農業をやっている、ところが夫が統計に勤務している、そういうような職員も多数いると思うのです。その場合どうなんですか。夫の単身別居というふうな問題も当然出てくる。子供の教育問題とかさまざまな問題が発生するわけですが、こういうような問題についてこれはどういうふうにと考えているのか。

○政府委員(大和田啓氣君) 実はこの問題につきましては、農林省の職員組合と私どもとの間に相当長い間の話がございまして、農林大臣からも正式に全農林に対して回答をいたしまして、お読みいたしますと、「身分の安定については、いわゆる出血を伴う首切は絶対に避ける」とともに、定員の振替に伴う配置転換にあつては、極力本人の意向を尊重しつづ、その勤務条件につき、従来より低下することのないよう必要な措置を講じた上実施することといたしたい。」ということ、農林大臣から職員組合にお話しをいたしまして、これでいこうということになっておるわけでございます。

○岩間正男君 そうしますと、具体的に伺います。この配置転換に対して本人の意見が出て、どうしてもそれはうまいくないと、こういういわばまあ拒絶をするというふうなことが出た場合には、これは優先的に認めるといふことですか。

○政府委員(大和田啓氣君) これは常識の問題でございますから、きわめてだが考えてもおかし

いという言い分でありますれば、それはあるいは別になるかも知れませんが、通常の場合は、よく本人の事情を聞いて、強制配転はいたさないということをはっきり申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 これは総定員法の中でもずいぶん審議された問題ですね。それを分限免職にしないと、強制配転はしないと、それから退職勧奨とかこういふことは、強要は絶対にしないと、こういふことは佐藤総理もそれから行管長官も、本委員会で確認している問題なんですね。そうすると、組合とこの問題で当然そういう問題について団交を行なう、こういう場合もそれではあり得るわけですね。そういう点についてはどうなんですか。

○政府委員(大和田啓氣君) まあ団交でありますとかあるいは事前協議ということばを使いますと角が立つわけでございますが、十分組合と話し合つてその意見を聞くというふうにしたことを全農林についても言っておるわけでございます。

○岩間正男君 これは大臣に伺いますが、総定員法審議のときに確約された分限免職は行なわないと、強制配転はしないと、それから退職勧奨ですね、こういうものの強要はしないと、こういうことは確認されていいですか。——いやこれは大臣に聞いています。

○国務大臣(長谷川四郎君) ただいま総理がとう、総理と私の意見はちとも相違はありませんが、そのとおりでございます。総理がおっしゃったとおりでございます。私としても、現在の情勢のもとで農林省職員の仕事、勤務条件の安定、この維持については万全の措置をとって臨みたい、こう考えております。ただいま配置転換にあたりまして、本人の意向を十分に尊重していきなさいと、特段の注意を払うべく事務当局にもそのように命じてありますから、そのとおりでございます。

○岩間正男君 まあ常識という問題があります

が、常識についての見解もこれはなかなか主観的に違ふ場合が出てくるわけですが、常識の問題はこの前出しましたよ。これは荒木行管長官がこういふ常識の問題について出したのです。この常識の問題の解釈で、やはりあくまでもこれは押しつけるということにはならぬと思うのですが、この点についても、当然これは配置転換が出てくるわけですから、この運営については組合との確認事項があるでしょう。これはあくまでも守るといふ、しかも当委員会でも確認されたそういう問題をあくまでも守ってほしい、こういうことを要望しておきます。

次に、これは大臣急いでいられるようですが、お聞きしますが、人事管理の問題です。農林省にお聞きしますが、総理府人事局の出した「昭和四十四年度における人事管理運営方針」というのが出されておる。これについて、すでに労使間の問題としていままで確立されているルールがあると思ひます。たとえば勤務評定などその一例になります。これと非常に抵触する問題が出てくるのではないかと思ふのですが、農林省はこの人事管理運営方針の実施にあたってどういふ態度をとられるか、お聞きしたい。

○政府委員(大和田啓氣君) 「昭和四十四年度における人事管理運営方針」という問題につきましましては、この趣旨に沿ひまして農林省としては人事管理を進めておるわけでございます。

○岩間正男君 ところが農林省の実態を見ますと、勤務評定一つ見ましても、これは実施しているところもある。していないところもある。していてもほんとうに活用されていないというふうな、いろんなままだまになつていふ現状じゃないですか。ところがこの方針によりますと、もう一律に勤務成績本位の運用に力点を置くということが強調されていると思うのです。従来の慣行とはここで食い違ひが出てくるわけですが、こういう具体的な事態に對してお聞きしているわけですが、これはどうなんですか。慣行をあくまで尊重するの、それともこの方針でいくのか、これで

は非常に違つてくるわけですが、これはどういうことになっておるのですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私ども、勤務評定は当然行政庁としていたすべきものだといふたまで指導をいたしておるわけでございます。ただ、農林省の職員組合はこれの実施について反対をいたしておりますので、部分的に勤務評定が事実上行なわれにくかつた地点があることは確かでございます。今年度におきましても勤務評定の実施は終わったわけでございます。

○岩間正男君 しかし、これはどうですか。全農林と官房長が出られたのだと思ひますが、団体交渉を持ったのでしょう。本年の七月五日の団体交渉が妥結したと聞いておりますが、労使間の問題については従来の慣行を尊重する、こういうことになっておると聞いております。この点の食い違ひはどうなんですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私も出席いたしました全農林の委員長と話ししましたことは、勤務評定はやる、いままでいろんなところで話し合ひが事実あるわけでございますから、その話し合ひの趣旨を尊重しつつ勤務評定は必ずやるという、そういう趣旨でございます。

○岩間正男君 これは何か協定書なんかありますか。話し合ひをまとめたものありますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 協定書といひますか、全農林と官房長との文書の交換はござい

○岩間正男君 それは資料として出してもらえますか。またばくはいまのように聞いていない。あくまでも慣行はこれは尊重すると、こういふふうについておるのです。そうすると、これは慣行の解釈で非常に違つてくる。現行では実施しているところとしていないところ、それから実施しているところでもほんとうに活用されていない、いろいろの段階があると思うのです。従来の慣行というものを尊重するということになると、そういうような解釈で組合側が受け取つていけば、こ

れは一方で、いま答弁されたように官房長が答へたにしても、ここに食い違ひがきて、将来これはうまくいかぬのじゃないですか。そういう点を心配するものだから、あなたたちの立場もこういふものを示されておるのだから、こういふものに反するといふような答弁は、ここではできない、そういうこともわかるけれども、そのところはどうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもが文書で交換したものは、勤務をめぐる話し合ひを尊重しつつ、勤務を実施するといふのでございまして、それから、組合と当局とのいろいろな慣行につきまして、一ぺんにすぐこれを廃止するといふふうには私どもいたしませんけれども、労使間の正常な関係の樹立にお互いに努力をするといふ趣旨の、これは文書ではございせんけれども、そういう趣旨の話し合ひは絶えずいたしておるわけでございます。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(八田一朗君) 速記を起して。

○岩間正男君 さっきの資料、それは出してほしいと思ひます。その上でもっと検討してみたい。

それじゃ、その次に総理府の人事局長に聞きたいのですが、それは人事管理運営方針について総理府が出した「業務運営大綱」といふようなものがございまして、四十三年度のね。これを昭和四十四年度の人事管理運営方針に変えたのはどういふわけですか。

○政府委員(栗山廉平君) 昨年にございましては「業務運営大綱」といふ名前がございまして、こゝとしましておっしゃいましたように、「人事管理運営方針」といふ名前に変わったわけでございます。これにつきましては、今年度から、昨年はいろいろまじつておりましたものを整理いたしました、(別紙第一)(第二)といふことで、歩調を合せて実施していこうといふのが(別紙第一)、(別紙第二)としまして、主要検討事項としまし

て、総理府の人事局を中心にごういうものをひとつ検討してまいりましょうというふうに、大きく二つに分けたので、こういうふうなかつこうにしたいわけでございます。

○委員長(八田一朗君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を起こしてください。

○岩間正男君 それじゃ続いてお聞きしますが、この四十四年度の人事管理運営方針ですね、これを出した一体目的は何なんですか。

○政府委員(栗山藤平君) その年々の人事の目標といいますが、そういうものにつきまして、従来から各省の人事管理官の会議を持っておりまして、その会議におきまして、その年の大綱なり運営方針なりをきまして、それをお互いにひとつやっていきましようということできるわけでございます。

○岩間正男君 あなたたちのくれた資料なんです、ね、この中に、「内外諸情勢の緊張が増大すると予想されることに対応して」と書いてある。これは明らかにこれが目的じゃないですか。これはどういうことなんですか。

○政府委員(栗山藤平君) わが国の諸情勢がいろいろ緊張が増大するというのを考えたわけでございます。

○岩間正男君 そうすると、これはなんですか、七〇年を予想してのことかね。そう考えるのはかなりですね。「緊張が増大する」というのは、総理府の見解なのかどうか。そういうことでこれが出されていることは明らかでしょう。そうでしょう。どうですか。

○政府委員(栗山藤平君) これは別に七〇年そのものを念頭に置いているわけではございません。従来の前書きにも似たような文句を使っておるわけでございます。いろいろの問題が起きるといふことで、国民へのサービスのために、われわれ大いにつとめていかなければならないという気持ちであらわしたものでございます。

○岩間正男君 四十四年のやつでは、いま言ったように非常に強いことばでいわれているわけですね。そこで四十三年の大綱と、四十四年度の方針とのおのな違いはどういうところですか。

○政府委員(栗山藤平君) 先ほど一番初めの御質問だと思いますが、そのときに申し上げましたように、昨年とことしは、少し内容の仕組を変えまして、二つに分けたというのを申し上げたわけでございますが、昨年と配列は変わっておりますけれども、おおむね大体似たような内容でございます。ただ、ことしの場合におきましては、御承知のような汚職の発生が相当あったわけでございますので、服務規律及び綱紀の保持という点に少し長いことばを使っておるという点が違つておるわけでございます。

○岩間正男君 具体的に聞きますが、ね、こういう点、どうです。四十四年度の方針には、「勤勉手当、特別昇給について勤務成績本位の運用に力点を置く」というふうな項目は、これは四十三年にはなかったですね。今度つけ加えたわけですね。これはどうなるんですか。

○政府委員(栗山藤平君) 昨年度におきましては、一番最後のところに、「勤務評定の結果の活用」ということで、「職員の数率の發揮と適正な処遇をはかるため、勤務評定の結果を給与制度の運用や昇進、配置との関連において活用するほか、能力開発等職員の指導面にも活用するようにつとめる」という文句で、大体似たような文句でございます。

○岩間正男君 似たような文句けれども、この「勤勉手当、特別昇給について勤務成績本位の運用に力点を置く」というのだから、ここが一つの重点だ。

第二は、四十三年の大綱には「民主的職員団体からの交渉申入れについては積極的にこれに応ずることとする」ということがあったのですね。ところが四十四年度では、こういうことは昨年から消えているのです。これはどういうことですか。

○政府委員(栗山藤平君) その年その年の重点を書いたわけでございます。ここにはないからといって、それをしなないというわけではございません。昨年これをとめまして、これは当然のこととしていたしまして、そのほかに、ことしはこれを重点として考慮しようということでございます。

○岩間正男君 こういう条項は、これは何べん強調してもいいことですよ。だから本年度の方針からこれが消えているということじゃやりますまい。ですからこういう点は、むしろいまの現実の情勢の中では、これはほんとうにうたわなくちゃならない問題です。

第三に、違法行為についてですが、四十三年大綱では、「厳正な処分」となっていたのが、四十四年度の方針では、「すみやかに厳正な処分を実施すること」といって、「すみやか」という文言が入っていますね。これは処分だけは敏速にやっしましようということですか。

○政府委員(栗山藤平君) 処分につきましては、やはり足並みをそろえて、すみやかに歩調をそろえてやっていきたいという意図をあらわしたわけでございます。

○岩間正男君 第四に、庁舎管理規則、それを見ますと、四十三年大綱では、「庁舎管理の運用面における各省庁の共同歩調に重点を置いて」となっていたのが、四十四年度の方針では、「争議行為、違法不当な政治的行為等の防止については、庁舎管理規則の適正な運用に待つところが大きい」として、全体として非常にそういう点を強調している。これはまあ以上あげたような四点ですが、非常に強化されている。それで職員に対する締めつけというのは、これでは非常に強化されてくるというふうに思うのですが、ね。こういう点はどうなんですか。

○政府委員(栗山藤平君) 庁舎管理の問題につきましては、ことばが少しおもしろいかもしれませんが、違つてはおりませんけれども、従来から庁舎管理についての違法、不当行為との関係は念頭

にあつたわけでございます。格別にこれによつて従来と方針が異なつたという意味ではございません。なお、先生がおっしゃいましたような締めつけとかいふような意味は、特に意図しているわけではございません。この中をごらんになればわかりますように、職員の福祉の増進、表彰の実施といったような点も、これは重点事項として入つておるわけでございます。

○岩間正男君 そういう説明をされますが、これはあなたの方出すほうではどういう意図が知らぬが、下のほうで実施をするときには非常にそういうところが重点になつてくるんですよ。それで責められるんですよ。だから、それはやはりいままの非常に諸情勢の緊張が増大するというふうなことでこれは出されて、そしてそれが下のほうで著しく評価されるというふうなことになるれば、非常にこれはやはり職員に対する圧力が加えられてくると思うので、そういう点でたとえは正当な組合活動に対する規則というふうなものがいまあげたような条項から見ても非常にきびしくこれはなつてくると思うんです。大抵人事管理ですね、人事管理をやるのになぜ一体「庁舎管理規則の適正な運用」、こういうことが関係があるのか。人事管理とそれから庁舎管理というのは全く別の問題だと思ふんだけど、こういうものがなぜかからまつていまの時限で出されてくるのかということが問題だと思ふのですが。

○政府委員(栗山藤平君) 岩間先生もよく御承知だと存じますが、役所の建物、あるいは敷地と申しますか、土地は、これは御承知のように、公務を、公の仕事をするために設けられておる。それを行政当局なり政府機関なりがお預かりして公務の適正な執行のためにこれを管理する、こういうわけでございます。したがって、単に火災予防といったような、あるいは中をきれいに保つというふうな、建物ないし敷地等、物件だけの管理には終わらないわけでございます。もちろん、それは非常に大きな部分を占めるかと存じますが、公務が公正に適正に行なわれるという目的を持つ

ているわけでございますから、そういう意味におきまして、これと相反するような場合にはその目的を優先させるということから関連が出てくるというふうな御理解をお願いしたいと思います。

○岩間正男君　そう言われますが、これは庁舎管理規則ということをお口実にして実際は組合運動そのものを制限する、そういうことがこのねらいになっているんじゃないか。そういう点がいままでのこれはやり方の中でずいぶんあらわれているわけですよ。このところ二つをいかにからみ合わせてやっているところに私は問題があると思う。これと関連してお聞きしたいんですが、あなたのほうからもらった資料です。この中でどうですか。資料が抜けているんだ。これはどういうわけなんだ。これはあなたのほうで出した資料で、五ページから七ページになっている。六ページが抜けておる。これは何か意図のあつてのことですか。どうしてこんな資料を……

○政府委員(栗山廉平君)　いま先生のおっしゃいましたのは何という名前の資料ですか。

○岩間正男君　人事管理運営方針、四十四年度の。

○政府委員(栗山廉平君)　六ページはもともとございせん。別紙第一が五ページで終わっておりまして、印刷の関係上、別紙第二が七ページから始まっておりますので、六ページは全部ブランクでございます。

○岩間正男君　これはおかしいんだ。これはあるんじゃないんですか。庁舎管理の重点項目というんですが、これはなぜ抜けているんだ。資料に抜けているんじゃないの、どうですか。

○政府委員(栗山廉平君)　印刷の関係上、六ページは全部ブランクでございます。私、原本を持ってまいりましたが、版組みの関係だっと思ひますけれども、六ページは全然印刷がございせんから御承知おきを願ひたいでございます。

○岩間正男君　これは配付したのですか、この部分。庁舎管理の重点項目は、「一、集会等のための一時使用を認めてはならない場所を限定列挙

し、これらの場所の使用は各省協同して認めないこととする。二、庁舎の一時使用を認める際は、所定の手続を履行させるとともに、一時使用を認めるときは、所要の条件を明示し、その条件違反に対しては、断固たる措置をとるものとする。三、職員の勤務条件に直接のかかわりを持たない政治問題に関するもので、公務所ないし公務員の政治的中立性について疑いを抱かしめるおそれのある文書・図画等は、庁舎内に掲示を認めないものとする。」

○政府委員(栗山廉平君)　ただいまお読みになりましたことは、この方針に沿ひまして各省の人事管理官において申し合わせを別途いたしたいというものでございませう。

○岩間正男君　なぜ最初に公表したものを認めないんですか。ぐあいが悪かったのですか、何かこれ発表することに。どうもおかしいですよ。われわれも見ていてふしぎに思う。五ページまで来て七ページに飛んでいる。六ページの真ん中というものはどうもいまのようなことらしい。こういうことになる、これを申し合わせ事項にするところにおかしところがある。ここにこの方針に問題点がある、とせざるを得ない。そうとられてもしかたがないでしょう。これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(栗山廉平君)　先ほどから申し上げましたとおり、この運営方針につきましては六ページはブランクでございます。これは印刷の関係がございまして、お手元に差し上げるとおりのことを決定したわけでございます。これを決定したあとにおきまして、いまの「庁舎管理の適正運用」のさらにその細目と申しますか、ということとで、これのあとでこういうものを、三項目を申し合わせたというのでございまして、初めから、ただいまお読み上げになりました三つの点は入つておつたわけじゃございません。あとから申し合わせで、細目として申し合わせしたということとでございます。

○岩間正男君　じゃ、細目を出してもらいたいのですがね。それでどうなんです。この三項目については確認しているんですね。これはあとで出してもらうこととして、いまの読み上げた事項がそのとおりらしいからお聞きしたいが、「集会等のための一時使用を認めてはならない場所を限定列挙し」とあるが、従来慣行として認められていたもの、こういうものもこれは限定列挙するんですか。これを禁ずるんですか、どういうことですか。

○政府委員(栗山廉平君)　われわれの考えておりましたものは、たとえば国民の皆さまが公務のために出入りなさいます玄関とかあるいはエレベーターの前のたまり場とか、そういう公務を行なうために非常に差しつかえるという点のところは、これはそういう集会等のためには使うことは認めないようにしよう。比較的差しつかえない、たとえば講堂とかあるいは会議室とかないしは中庭といったようなところを重点にいたしてこういう気持ちであらわれているわけでございます。

○岩間正男君　慣行もこれは認めないということなんです。そうすると、慣行を制限すると、こういうことですか。これはどうも農林省の場合どうですか。これはどういうことになりますか、いままでの話し合ひは。

○政府委員(栗山廉平君)　たとえばこれは個々の省でよくわかりませんけれども、詳細には承知いたしておりますけれども、たとえば正面玄関で集会をするというようなことが従来あつたとしても、すなわち、これはやはり避けていくべきである。国民の皆さまが国民にサービスをする役所に入出入りをする場所の前でそういう集会をやられるというところは、たとえば従来事実があつたとしても、避けていくべきである、こういう気持ちでございます。

○岩間正男君　そういうふうの説明をしていますけれども、実際の運用の面では非常にこういうような文書がこれは一つの根拠になって、それでやは

りいまで認められたものがほとんど制限されてくる。こういう方向に動いているのがいまの現状です。したがって、私たちはこれを問題にしているわけですね。大体、公務員がそこで働いている、そういう職場の中で、あまり実際は公共のじゃまにもならないような、そういうことまでずいぶんじゃましてきている。もつとひとりのがあらりますね、最近。それは非常にきびしくなつてきている。公務員の活動というふうなもののが制限されているところが問題だと思ふ。

それから、庁舎の使用についてですが、「条件を明示する」とあるが、従来たとえば慣行として電話一本でその使用を認めていた、こういうものなどについても新たにこれは制限を加えるということですか。それから「断固たる措置をとる」というのはどういうことですか。

○政府委員(栗山廉平君)　先ほどから申し上げましたように、庁舎はこれは公務員のために公の仕事を行なうというところでございます。それから、おのずから、組合がたとえば集会をするというふうな場合には、その公務を行なうための目的との間に条件が違つてくる場合があるわけでございます。したがひまして、そういう場合に条件を付する。こういうふうに使つてくれ、あるいはこの時間で切つてくれという条件がつくわけでございます。その条件がついて初めて使用を認めるといふことでございまして、この条件をのんだ上で御使用願ひわけでございますから、その違反に対してはやはり断固たる措置をとる必要がある、こういうことでございませう。

○委員長(八田一朗君)　本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

○岩間正男君　そういう強引なことはやめなさいよ。わずか五分やそこらじゃないですか。

○委員長(八田一朗君)　次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○岩間正男君 わずか五分や何じやないですか。最初から予定した時間を——結局は損するじやないですか時間を。そういうやり方はいいけないですよ。そういう安易なやり方はいかぬ。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を起こして。

○前川且君 それでは午前中に引き続き若干質問いたします。

最近たいへん問題になっております、七〇年を控えての自衛隊の治安出動の問題で若干伺いたいと思ひます。この治安出動につきましましては、自衛隊法七十八条で規定があるわけですが、ここで述べられて「間接侵略」というものについて確定的な定義というものがはっきりしていないように思ひます。一体、国際的な通念としての確定的な定義があるのか。あるいは日本の場合、最終的、確定的といひますか、「間接侵略」についての七〇年を控えての明確な定義といひますか、考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(有田喜一君) 私どもは、間接侵略といふのは、外国の教唆または干渉による大規模の内乱または騒擾ということの間接侵略と申しております。

○前川且君 それは、前には「外国の教唆」ということばを使つたり、「騒擾」ということばを使つたり、いまのは「干渉」ということばを使つたり、その辺、いろいろ言う人によつて違ふんですね。ですから、そこををはっきりしてもらいたいです。これからあとと混乱しないように、いまの「教唆」、それから「干渉」、これではどうですか。どうなります。

○国務大臣(有田喜一君) さように考えております。

○前川且君 いまあなたの言われた「教唆」、それから「干渉」のほうでこれから通すわけですか、「教唆、騒擾」でなくて。それでよろしい、かように考えておりますというのですが、具体的に、初めに言われた「教唆、干渉」ということ

ですか。

○国務大臣(有田喜一君) 「教唆または干渉」ということです。

○前川且君 そういたしますと、前の増田長官は「教唆、騒擾」ということばを使われたのですが、これから「教唆、干渉」ということになります。こういう教唆、干渉によつて起きたもの、つまり、大規模な騒擾といわれるものが、その原因が教唆であり、干渉によつて起きた。つまり、それが原因であるということが一応間接侵略というふうに考えれば、きびしい一つの要件になると、こう考へてよろしいでしょうか。

○国務大臣(有田喜一君) さように考えております。

○前川且君 自然発生的に起こつて、あとで干渉のようなものが加わるという場合は、それではこの間接侵略に入らないということになりますか。これはどうなりますか。

○国務大臣(有田喜一君) 自然発生的に一つの内乱のようなものが起こつた、これは私は間接侵略じゃないと思つておられますけれども、自然発生的の、何ら外国からの教唆とかそういうことがなく、自然発生的に起きたものですね、しかし、調べてみて、それがもし外国から手が回つておるといふことになれば別ですが、全然、自然発生的に起こつた場合は間接侵略とは考へておりません。

○前川且君 それじゃ、事後に外国からの干渉がかりにあらつたとしても、それは間接侵略とはいふ話では、言えない、こういうふうに解釈してもよろしいですね。

○国務大臣(有田喜一君) あとから干渉が加わつたことがわかれば、その時点から間接侵略になる、こう見ていいと思つております。

○前川且君 その辺、さっき言われたこと……あなたちよつと笑つていらつしやるけれども、やはりちよつと違ひやありませんか。初めのは、それが原因で——多国の教唆、干渉によつて起こされたもの、それ以外は間接侵略と言えな

い。あとから加わつたもの、初めは自然発生的であつても間接侵略になる。その辺ははっきりしないといふことなんです。でないと、間接侵略とはどういふものか、これはあとと影響があらりますから、その辺のことを、実ははっきりした、あとで混乱を起こさないことを、最終的なことを聞いておるのです。もう一度いまのをすつきりさせてください。初めに加わつたものとあとから加わつたものといふいろいろありますね。その点いかがでしょうか。

○国務大臣(有田喜一君) 間接侵略につきましては、「外国の教唆または干渉による大規模の内乱または騒擾」と言ひましたが、そこで、自然発生的に起こつたのはどうかというお尋ねでしたけれども、自然発生的なもの、これは間接侵略と言ひえない、しかし、あとからそれに外国の教唆が加わつて、そうしてその事態が明らかになってくると、その時点から私は間接侵略、こう解釈してしめるべきだ、かように考へております。

○前川且君 「教唆、干渉」ということばは非常にあいまいですな。どういふことをもつて教唆と言ふのか、どういふことをもつて干渉と言ふのかというところは、取り方によつてずいぶん変わつてきますね。ですから、乱用して大きく広げて考えると、幾らでもこれは当てはまるようになるし、狭く解釈すれば間接侵略となかなか言ひがたいといふことになってきますが、その辺なかなかむずかしいになります。

そこで、私はひとつ具体的に伺ひたいのですが、たとえば某国、まあある国ですね、X国としましうか。かりにX国が武力攻撃を日本にかけつけてくる。それに呼応して、たとえば日本国内に住むX国の国籍の人が決起する、立ち上がつて行動に移る、こういう場合はどうですか。教唆、干渉といふことで間接侵略とみなされますか。

○政府委員(安戸基男君) お尋ねの事柄が、直接侵略、間接侵略、あるいは普通の意味の国内的な緊急事態といひますか、治安が乱れた事態の問題だと思ひますけれども、その境目は、具体的に一

線を画することはなかなかむずかしいと思ひます。そういう前提で——しかし先生のほうから具体的な例を示してお尋ねでございまして、それに当てはめてわれわれの考えを申し上げてみますと、いまお示しの、他国の直接侵略が、つまり武力攻撃がすでにあつたといふことを前提にして、そのX国に呼応してわが本土から呼応した武力といひますか、治安攪乱の騒擾が起きるといふふうな場合のことを考へてみますと、一般的にはむしろ直接侵略の一部ではないかといふふうに考へられる場合が多かるう。たとえば具体的な場所を示してもいいかと思ひますが、たとえば北海道なら北海道にそういうことが、直接侵略があつた。そこはまさに外国からの武力攻撃である。これは典型的な例です。しかし、その北海道の少し離れた所で、すでに武器なりその他のものを某国から持つてきて、それに呼応する準備をしておつた者が、某国の上陸と同時に呼応して背後から襲うといふのは、全体から見ると直接侵略の一部であるといふふうに考へられる場合が多いのではなからうかという感じがいたします。ただ別の例で申し上げますと、北海道に直接侵略があつた、同時に今度は九州のほうでそれに、某国に呼応して内乱的な事態を起こしたということになりますと、これは北海道には直接侵略、同時に九州で間接侵略があつたといふふうに言えるのではないかと。九州のそういう事態を間接侵略としてとらえて、わがほうは北海道には防衛出動で対処するし、九州のほうの呼応した者に対しては治安行動として対処する、こういう事態も考へられる、こういうことになるかと思ひます。

○前川且君 その場合には、必ずしも外国の教唆、干渉がなくても、必ずそれが要件といふのじやなくても、それに呼応して自主的に起きた場合でも、これはやはり間接侵略といふふうになります、かようなわけですか。そういう解釈になりますか。

○政府委員(安戸基男君) 私の申し上げたのは、直接侵略か間接侵略かということ、同じ北海道

で起されば、まず直接侵略の中に含まれるであろう。非常な場所が違えば、必ずしも直接侵略の一部とはみなされない場合があるでしょうということをおもに申し上げたわけですが、その間接侵略というものを申し上げる以上、単なる国内の治安攪乱とは違って、外国の某国の干渉なり教唆なりがすでにあったということを前提にして申し上げたつもりでございます。

○前川且君 それでは、たとえば他国から武器を送り込まれた場合は、これは明らかに干渉になりますか、この場合はどうですか。

○政府委員(穴戸基男君) お話のとおりだと思います。

○前川且君 同じように、他国から指示、指令を受けている場合も、これは教唆あるいは干渉になると思いますが、どうですか。

○政府委員(穴戸基男君) お話のとおりでございます。

○前川且君 そういふものがなくても、たとえば他国から資金援助を受けている場合はどうですか。

○政府委員(穴戸基男君) それも当たるとは思います。資金援助があれば、間接侵略と言ふべきではないかと思ひます。

○前川且君 資金援助というのはこれまた非常にむずかしいですが、その行動に直接その資金援助が関係のある場合というふうには、やはり狭く考えるのが適切じゃないですか。その資金援助というのは、たとえば前々からずっと連続して平常なときにもあったというのじゃなくて、やはりそのものに關係してあったということで、それは干渉というふうにみなすと、こういうことですか。

○政府委員(穴戸基男君) 資金援助ということばから、要するに金を何らかの方法で送って援助して、その内乱、騒擾を某国が助けたということであれば間接侵略、いわば他国からの教唆的な教唆、干渉に当たって、間接侵略になるというのが普通ではないかと思ひます。

○前川且君 それでは、たとえばそういう行動を

する集団がよく最近はやっていますね。外国の指導者の肖像を掲げてやるのがありますね。具体的に言うとか差しざわりがありますが、ゲバラとか、何とかかとか、そういう場合はこれはどうですか。やはりこれは外国の教唆の中に入りますか。

○政府委員(穴戸基男君) 外国の人の特定の人物の肖像だけを掲げて騒ぎ回すということがあるとしますと、それで教唆、干渉があったというふうには普通言えない。間接侵略でなくて普通の意味の内乱、騒擾事象であるというふうに考えるのが普通ではないかと思ひます。

○前川且君 同じように、外国の指導者の言っていることとか、その理論とかを用いている場合も、やはり肖像の場合と同じようだと思いますが、これはいかがですか。

○政府委員(穴戸基男君) お話のとおりだと思います。

○前川且君 たとえば一つの騒ぎがあります。たとえば学生の騒ぎなんかがあります。外国からの日本向けの放送がその行為を賛美し、非常に何というか、その勇敢さをたたえ賛美している、そういう放送がしつぱ外国から入ってくる、これはどうですか、教唆の中に入りますか、考え方として。

○政府委員(穴戸基男君) この場合もなかなかむずかしいと思ひます。この場合は、ことばによつて教唆し得る、干渉し得る場合が十分ありますから、ある騒擾事象があつて、それをいとおぼだてるといいますか、賛美するといいますが、それによつてさらに騒擾をエスカレートさせるといふふうな因果關係がある場合には、教唆、干渉と判断していい場合があります。つまり、とにかく内乱、騒擾的な事象があるわけですから、それと因果關係があれば教唆、干渉ということが言えるでしょうし、それと直接の因果關係がなくても、あるイデオロギーならイデオロギーを外国放送が宣伝している、内乱、騒擾と直接の因果關係はないという事象であれば、直ちに教唆、干渉とは言

えないというふうに申し上げていいかと思ひます。

○前川且君 教唆というのと、かなり厳密にはやはり解釈しなければいけませんね。それから前に増田長官が扇動ということばを使った。扇動というのは非常に幅が広い。それをいま一応くずされて、干渉というかなりシビアなことばに置きかえられましたね。学生が非常に騒いでいるのを、外国から日本向けの放送でどんどんそれを賛美するといふようなこと、これは非常に広い意味の扇動にも入るかもしれませんね。しかし、わざわざのけられませんでした。ですから、干渉、教唆ということではちょっとこれは不自然ではないか。それはちょっと少し無理じゃないかというふうに思ひますね。これはどうですか。

○政府委員(穴戸基男君) 具体的な事象にもよると思ひますけれども、すべてが教唆にかかるといふか、もちろん断定はできませんし、すべてがかからないとも申し上げにくいわけですが、要するにそのそのかすという、具体的に内乱、騒擾的な事象があるとして、それをそのかして教唆と、簡単に言えばそういうことですから、向こうのその放送を客観的に聞いてその内乱、騒擾的な事象の人々がそれによつて影響を受けているというふうには判断されるときには教唆といつてもよろしいでしょうし、それと直接因果關係はなさそうだといいことであれば教唆、それから干渉には当たっていないというふうに申し上げるしかないんじゃないかと思ひます。

○前川且君 たとえば外国の放送が、次は放送局をやりたいとか、次は発電所に行くべきだとか、そういうふうになれば、これは教唆と言へるでしょうね。これは法制局の第一部長にも返事してもらいたいが、これは刑法でいう教唆と似ていると思ひますが、同じだと思ひますが、一般的にそれを鼓吹している、激励している。これは教唆、干渉にはならぬと思ひますよ。それを一々教唆、干渉ということになると、外国から、何と言

ことはしょつちゅうあります。それは全部間接侵略だということになったらいへんなことになりまふよ、どうですか。

○政府委員(穴戸基男君) 肝心なことは、単に外国からの放送等であつたといふとか、おだてているとか、けなししているとかいふことでなくて、内乱、騒擾的な事象がありまふと、間接侵略にはもちろんならないわけですが、一般的にいろいろな放送が日本をけなしたりはめたりしていると思ひますが、それはもちろん先生のおっしゃる通りに間接侵略になるわけじゃないと。具体的な内乱、騒擾的な放送等が現にある、ありそうだといいことと外国放送との結びつきがどうなるかというところにポイントを置いて考えるべきじゃないかと思ひます。

○政府委員(真田秀夫君) 教唆の件でございますが、刑法でいつている場合の教唆と、それから間接侵略の定義として用いつている教唆と必ずしも同じだとは言ひ切れるかどうか疑問でございますけれども、教唆といふ、あるいは干渉といふ、ことば自身の意味からいまして、ただ単にある国で自分のイデオロギーの宣伝をして、日本のほうで要するにそれを受けて内乱、騒擾が起きたというだけをつかまえて、これが間接侵略だといふのは何かやはりいかに不自然なように思ひます。それは具体的に一々のケース自体によりまして、やはり教唆し、あるいは干渉する、される、その国のほうのやはり意欲がある程度、どの程度かはなはだ微妙なことがあるかと思ひますが、ある程度の意欲がくみ取れるというふうな場合じゃないかと思ひます。大体、防衛局長がおっしゃつたことでよろしかろうと思ひます。

○前川且君 これはやはり因果關係といふものが十分に証明されないと、間接侵略はあまり広くなり過ぎると思ひますが、どうですか。そこがやっぱりポイントじゃないんですか。

○政府委員(穴戸基男君) そのとおりと存じます。

○前川且君 それでは、同じ条項に出ております「その他の緊急事態」というものについて、先ほどと同じように、従来いろいろありましたが、この際はっきりおっしゃっていただきたいんです。「その他の緊急事態」とは一体どういうものか。

○政府委員(矢野基男君) 七十八条で「間接侵略その他の緊急事態」ということがございまして、間接侵略というものは、いまお話のとおりでございまして、これが例示にあがっておりますが、その他の緊急事態」といいますのは、間接侵略のことに近い、しかし別にいま先生がずっとお話になりました外国からの教唆あるいは干渉がなくても、国内的な治安の乱れが相当規模が大きい、内乱、騒擾的な事態であると、簡単に言えばそういうことで別に刑法でいう内乱罪なり騒擾罪が成立するというのを申し上げて、そのわけはあります、常識的に言いますと、そういう大規模な治安の乱れがある、同時に次のことばにも出てまいりますが、一般の警察力をもってして対処したい事態であるというような事柄をここでいう緊急事態と申し上げてよろしいかと思ひます。

○前川且君 一般の警察力で対処したい大規模なものであつて間接侵略には当たらないものをすべて言うというふうなことなのでしょうか。そういうことです。

○政府委員(矢野基男君) 広く申しますと、間接侵略が例示ですから、広い意味では緊急事態の中に間接侵略が一つあつて、それ以外の、間接侵略に至らないでそれに準ずる程度の大規模な治安の乱れ方というものが残った緊急事態と申し上げるべきであらうと思ひます。

○前川且君 それは具体的な例を言っていただけば一番わかるのですがね、たとえばというふうな話で。そうすると、一番理解ができますが、これはどうですか。

○政府委員(矢野基男君) さいいいにして、自衛隊ができましたからこの条文を発動する事態がござい

まいりませんでしたので、ごく具体的に申し上げるのはなかなかむずかしいわけですが、過去の事態をとらえてみますと、たとえば関東大震災、これは私は当時まだ子供で東京にもおりませんでしたので十分に想像もできませんけれども、一般に言われている関東大震災的なことが緊急事態の典型的な種類ではなからうかという感じがいたします。

○前川且君 先ほどの外国からの放送云々は、あなたのおっしゃったことを私承服しているのではないんです。これはちょっと保留にしておきましよう、これはじっくりやらなければいかぬ問題です。

そこで、それじゃ警察庁からも来ていただいておきますので補足もしてもらいたいと思ひますが、ここで言う「一般の警察力」——「一般の警察力」というのはこれはどういうことをさしているのでしょうか。一般の警察力以外に何かほかのことがあるのでしょうか。特別に一般ということばをここで使われるのはどういうふうな解釈すればよろしいのですか。

○政府委員(川島広守君) ただいまお尋ねの一般の警察力という意味、内容でございまして、われわれといたしましては、さまざまな事態がそれぞれ都道府県の中に起るわけでございまして、その都道府県につきましてそれぞれの治安対処能力を持っていてございまして、それで足りない場合には警察法六十条によりましてそれぞれ支援することになっております。したがって、その支援することを含めまして可能な範囲の努力をした場合の治安対処能力と申しましようか、そういうものを一般警察力と、こういうふうな理解するわけですね。

○前川且君 そうすると、全国的な目で見て、全国的な警察力のトータルとしてできるだけの努力をしてみてということが一般の警察力と、ここで具体的な内容というところをどうに理解してよろしうございしますか。全国的な立場で最大限の動員をする、一つの地方に。一般の警察力という

のは、一つの自治体ということではなくて、警察全部トータルとして可能な限り全国的な動員というふうな考えてもいいわけですね。

○政府委員(川島広守君) おおむねいま先生おっしゃったとおりだと思ひますけれども、警察の果たすべき責務はたくさんございまして、いわゆる治安保持の出動といふことが、われわれが治安問題に対処するだけじゃなくて、広い意味の後方治安等もございまして、あらゆることを勘案して警察力の配分なりあるいは配置なりというものを考えてまいります。全体的なトータルの意味で、北は北海道から鹿児島までそれぞれ必要な警察力は六十条によつて相互支援をするわけでありまして、そういう意味では先生のおっしゃったとおりだろつと、こういうふうな考えております。

○前川且君 地方自治体の長は当然知事だろつと思ひますが、知事の要請による出動というのはその警察の警備体制とどういう関連がありますか。一地方自治体で起きたことですから、これは一地方自治体で起ったことであつても、全国的に動員しても治安維持ができない、こういうときには地方自治体の首長が要請するということになるのでしょうか。地方自治体での要請による動員と、警察の総体としての警察力の不足ということとはどういうことになります、関係は。——八十一条。

○政府委員(矢野基男君) 七十八条と八十一条の差をお尋ねかと思ひますが、八十一条の場合は、まず知事が判断されるというところに意味がある。警察との関係は、知事は警察の管理機関である公安委員会と協議をされて判断されるというたてまえになっております。七十八条は、御承知のように総理が判断される、直接、防衛庁長官はもちろん補佐されるわけですが、直接、総理が判断される。八十一条は知事が判断された上になつております。そこを、つまり地方自治体の長としての知事が治安の乱れ方で警察力を、もちろん第一義的には警察で対処される、そのために公

安委員会と協議されるわけですが、自分の県の警察力以外にも警察庁と協議されて他府県の警察の応援を求めるということが十分警察法上可能でございます。そういうことを十分手尽くされた上で、なお警察力をもっては十分である、これは質的に十分である場合がありましよう、それから量的に十分である場合もあると思ひます、そういうことを警察の管理者である公安委員会と協議をされて判断されるというのが八十一条の趣旨である、こういうふうな考えております。

○前川且君 そうしますと、この場合にも七十八条に規定した一般の警察力をもってしては、トータルとしてのこれがやはりかぶさつてきて、対処できないということがやはり一つの要件になると、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○政府委員(矢野基男君) 法文上は先生よく御承知のように、七十八条には法文上直接に一般の警察力をもって治安を維持することができないというふうな法文上の要件にありません。八十一条の場合は、法文上はそれと同じことばではございせん、で、「治安維持上重大な事態につきやむを得ない」というふうな知事が判断される、あるいは総理が、「事態やむを得ない」と判断されるといふうに法文上のつくり方は若干違つております。その違い方はやはり地方的な判断のしかたと全国的な判断のしかたというこの違いがあるということを先ほど申し上げたわけですが、しかし、一般の趣旨としましては、法文上、片一方を一般の警察力をもって十分でないというふうな八十一条に書いてないからといって、まだ警察力で対処できるのに自衛隊を出す、出していいということが八十一条に含まれているとはわれわれ考えておりません。やはり治安維持は第一義的に警察力である、これは七十八条の場合も同じであります。軍隊と言ひますか、自衛隊的な軍隊的な組織は、やはりそういうところには、警察力をもっては不十分であるということが明確な場合に初めて

出るべきであるという趣旨に考えております。

○前川且君 くだいようですが、そうすると、一つの地方自治体の中で起こった問題だと、地方的な。だからといって、その県の警察力だけというその県の警察力では不十分だということだけでは、これは要請はできないというのです。結局、他府県にも応援を求めることもあるでしょうから、この七十八条で言っていることと同じような一般の警察力という観念で努力して集めて、努力してもなおかつだめだというときでなければいけないというふうにおっしゃったと思います。そのとおりですか、そのとおりですね。私そのとおり理解してよろしいですか。

○政府委員(内戸基男君) 繰り返すようでございますが、先生のお話のとおりで、法文上の若干の違いはありますが、趣旨としては、まず警察力をもって対処すべきである。その警察力はその県だけの警察力ではなくて、しかるべき事件を考えた上で、しかもなお足りないということが八十一一条に含まれているという趣旨として、私どもはそう考えております。

○前川且君 この八十一一条の場合は、知事の要請ということがこれは絶対的な要件になっております。ところで、知事がもしかりに要請しない場合でも、知事から判断すると一般の警察力で十分やれると——知事の判断はですよ、要請しない、そういう場合に、たとえば七十八条で総理大臣が、知事はそう判断しているけれども、総理大臣は、これはとてもだめだ、出さなければだめだと判断すれば、治安出動を命ずることができるのでしょいか、地方的な騒動と七十八条との関連です。

○政府委員(内戸基男君) これはなかなかむづかしい問題だと思えます。ただ、法律的に申し上げますと、結局は総理が判断されることになろうかと思えます。ただ、八十一一条と七十八条と両方ございますので、八十一一条の事態であるとかかりに客観的に考えた場合には、八十一一条にきめてあります知事が判断され、公安委員会と協議の上で判

断されるという手続を踏まれるべきが当然であるというふうに考えます。ただ、実際の事態は各種各様でなかなかむづかしいと思えます。といますのは、両方の意見が合致する場合にももちろん問題はございせん。先生のおっしゃるの、主として知事の判断と総理の判断とが食い違うように見える場合ではないかと思えますが、この食い違いの型も実際のことを考えてみますと多種多様で、つまり、ある県だけで見ますと知事は公安委員会と協議されてもまだ警察でその県——知事は周辺のことでももちろんお考えでしょうけれども、主としてその県をお考えになると、A県ならA県の立場でお考えになって、まだ全般的に見てだいたいようぶじやないかと思われる場合もあり得ると思えます。しかし、全国的に見ますとA県だけではそうかもしれない、しかし、B県、C県、D県とあわせて考えると、警察ももうB県からA県に応援に行けない、D県からも応援に行けないというふうな総合的に判断されると、七十八条の事態と判断されてしかるべきであるという場合もあるいはあるかもしれません。しかし、原則的に申し上げると、地方的なことと判断する場合は八十一一条の手続を踏まれるのが当然であるということとは原則的に申し上げられると思えます。

○前川且君 そこで矛盾がちょっと出るのです。七十八条の命令による治安出動で、全国的な規模による大規模な内乱騒擾ということばがありました。全国的な規模というの、全国的というのは地域的という形で全国的だと思えます。当然に。そうすると、一つの県だけで非常に騒擾状態が起きた、知事は自分の説得なり警察なりでやっていけるというふうに判断しているから要請しない、そういう場合に、七十八条で知事のあれを飛び越えて総理大臣が七十八条を適用して、全国的規模でなく、一地方的なことに七十八条の適用をして治安出動を命ずることが法律上できるかどうかということを実は伺いたい。

○政府委員(内戸基男君) 条件の置き方としまして、全国的な規模にはまだ至っていないと客観的に

に明白であると、一県だけの事態であるというふうな条件を設定しまして、そしてその県、まあA県ならA県だけの判断でよろしいと、その場合にですと八十一一条の規定でいくべきである、その事態が非常に濃厚である、警察力をもってとうてい対処できない程度の事態であるというふうに客観的に考えられる場合には、公安委員会と知事さんとは八十一一条を発動されることになろうかと思えます。そのちょうど境目は、きょうはまだ早い、一週間後にはよくなるかもしれないが、まだ早いというふうなデリケートな事態は十分あると思えますけれども、たてまとして八十一一条に従って判断されると、公安委員会と十分協議されて判断されるといふ手続を踏まれるべきであるというふうに申し上げていいかと思えます。

○前川且君 私は純粋な法律論を突きたいと思ふのです。ですから、いまは公安委員会と知事とが相談をしていろいろきめるのですが、知事がだいたいようぶだ、やれるという固い信念を地方で持っているのに、それを飛び越えて七十八条で、地方の知事の判断なり公安委員会を飛び越えて七十八条を適用することは無理があるだろうと思ふのです。法律論としてそこを突いていって、わねなんですが、その点ひとつ法制局でもいってすがね、これ純粋な法の解釈として伺いたいんです。

○政府委員(真田秀夫君) お答え申し上げます。条文で明らかのように、自衛隊法は治安出動につきまして、命令による治安出動と都道府県知事の要請による治安出動と二つの制度を設けて、二つについてそれぞれ手続と要件を書いているわけでございます。そのうちの七十八条の命令による治安出動につきましては、その要件として、まずその治安の攪乱状態が全国的なものでなければならぬと実は押えていないわけでございます。その内乱、騒擾その他の治安の攪乱という事態が必ずしも全国的な場合でなければ七十八条は発動できない

と、発動した場合に違法になるというふうにはやはり申しかねると存じます。ただ原則、たてまとして、考え方といいますか、運用の方針と申しますか、それにつきましては、先ほど来、防衛局長からお答えがございましたように、地元の都道府県知事の判断というものをまず尊重して動かしていくべきだろうという、その精神といひますか、運用の心がまえはそういうところだろうと思ひますけれども、法律論を言えとおっしゃいますと、やはり全国的なものでなければ七十八条は発動できないんだと、発動すれば違法であるというふうにはやはり申しかねるといふ解釈でござい

○前川且君 そうしますと、最初にお伺した七十八条の「間接侵略その他の緊急事態に際して」と云々というところで、やはりこれは全国的な規模の一般の警察力ではとてもやれない、全国的な規模でということばがありましたからね、そうすると矛盾をいたしますね、いまのあなたの法制局の解釈とは。それはどういふふうになります。

○政府委員(真田秀夫君) 七十八条が全国的でない場合に発動するのはいかなる場合かという御質問だろうと存じますけれども、たとえば間接侵略またはこれに準ずるような事由によりまして、現象的にはなるほど当該都道府県にのみ起きているけれども、そのいろいろな要素から見ると、あるいは質的に、あるいは時期的に全国的に広がるという要素を持っているというふうな事態も考えられるわけでございます。そういうような場合はまさしく現象としては一都道府県の区域内の治安の攪乱であつても、それがこのほかにここに書いてあります警察力をもってしては云々という要件に該当するものである、やはり七十八条の発動は許されると見てしかるべきだろうというふうに考えております。

○前川且君 全国的な規模に必ず発展するんだというのではなくて、全国的な規模に発展しない、するおそれがないという場合には、これは知事が要請しないのにそれを飛び越えて七十八条適

用できるというのは、少しこれは言い過ぎじゃありませんか、解釈として。それはどうですか。全国的な規模になっているとか、あるいはすぐ飛び火して全国的な規模になる危険性が十分に考えられるとか、そういうことであればまた別ですけれども、そうでない場合に、しかも、知事が要請したら別ですよ、要請しない、自分でやれるというのに、それを飛び越えて七十八条を適用するというのは、法の趣旨からいって少しおかしくなりはしませんか。

○政府委員(真田秀夫君) 私が先ほど引用の、心がまえとして申し上げましたのは、いまおっしゃった場合のことを実は頭に置いて言っていたつもりでございまして、要するに、条文自体の適用の場合にはどうかということであれば、これは全国的な規模で治安の攪乱が起きたという事態のもとでなければ発動できないというものではないんだというふうに申し上げたつもりでございんです。

○前川旦君 こればかりで時間との何ですか、それじゃ保留しておきます。またやりたいと思います。私、なぜこれをくどくど聞いたかという、たとえば沖縄で——沖縄復帰後の沖縄県です、よね、これ。ここだとえば、この間のようなネストという態勢になる、知事が自分で押えられ、それをですね、飛びこえて、自衛隊の出動を命ずるということになると、これはたいへんなことになると思いますので、その辺のきちつと私はやはりけじめをつけてもらいたい、それを踏まえて言っているのですから、これは次に保留しておきましょう。次に十分これをやりたいと思います。

そこで、次にお伺いいたしますが、自衛隊が治安出動をする場合ですね、その場合にはこれは治安出動に関する訓令とか、それから治安の維持に関する協定とか、いろいろまあこれあります。これは生きていけると思うのです。そこでお伺いしたいのは、治安出動の際における治安の維持に関する協定、昭和二十九年九月三十日の協定ですが、最初

の段階は支援後援であるというふうになります第一段がそうなっていますね。これは一体具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。具体的な例で、こういうのを支援後援というのですというふうには実は答えてもらいたいです。

○政府委員(穴戸基男君) 協定全文のことは御承知の上での御質問だと思いますけれども、これは全体の基準でございまして、すべての場合にこれが当てはまっていくなかどうかわかりませんが、これも、まず典型的な支援後援として活動する場合を考えますと、内乱騒擾的な事態が、ある場所にあつて、それを、警察力が対処している、しかし、警察力の限界があつて、それが長く続く、あるいは暴動起こしているほうの人たちがもつとふそうだという場合に自衛隊が出て、そうして、その出た場合には直接その暴動的な事態に対処するのでなくて、いわば遠巻きに対処している警察力のうしろにうしろがまえとして控えている、自衛隊はすでにキャンプから出て出動していますけれども、直ちにその暴動の直接の鎮圧には当たらないという事態が考えられるかと思ひます。

○前川旦君 この協定のそれでは次の口ですが、警護すべき人物、施設ということばが出ておりますね。これはたとえば具体的にあげる警護すべき人物とは一体どういうのを念頭に置いてつくられたのか。あるいは施設とは一体どういうものを言っているか、具体的にひとつ例をあげてお答え願ひたいと思います。

○政府委員(穴戸基男君) この口の項のことのお尋ねだと思いますけれども、警備に関して警察力が不足する場合に、自衛隊が後方の防護対象から逐次警備を担任しというところの具体例と、こういうお尋ねを思ひますけれども、この文章では、したがって、あまり人のことを、個人的なことはあまり考へていられるには思ひません。主として考へておられますのは、重要防護対象、たとえば東京のことを考えますと、東京で相当な騒動が起こつて

いる、さらに、電源なら電源が切られる、遮断されるということであれば、それが一そう人心の不安を生むという場合に、相当距離に電源地帯がある場合に、その電源を十分守る必要がある場合、具体的に申し上げると、たとえばそんな場合が頭に浮かぶわけでございます。

○前川旦君 この協定のハは、イ、ロは言いましたが、ハは、直接鎮圧に当たる場合ですか、このイ、ロ、ハを通じて全部かぶさっていることは、「警察力が不足する場合においては」ということが実はこのイ、ロ、ハに全部かぶさつておりますね。ということは、この考え方は警察力が第一義的なものである、第一義的には警察力である、自衛隊はこれを補完するものである、ハの段階で、いよいよ最後になればこの中核体に当たるけれども、ここに流れておる考え方は、自衛隊はそれを取れるのです、このようにもよろしいですか、この文章から。

○政府委員(穴戸基男君) まさにそのとおりでございます。

○前川旦君 こうやって治安出動で出ていった自衛隊はどういうことをするのですか。イ、ロ、ハを通じて、最終的には武器を使うという場合もあるでしょうが、主として機動隊と同じことを警察機動隊の補完としてやるのですか。たとえばいろいろジュラルミンのたてだとか、ヘルメットとか、ガス銃だとか、こん棒のかわりに木銃とか、いろいろお買いになつていらつしやいますね。機動隊がやっていると同時に、服装は違ひかも知れないけれども自衛隊はやるということになるのですか。警察力の補完としてやるのですか。

○政府委員(穴戸基男君) 部分的には機動隊と同じことをやる場合もありましよう。したがって、娯集をなして火炎びんを投げる場合に対処するために、それを防護する準備もいたしておられますが、趣旨として機動隊と同じことをするために出

るわけではございません。まさに、先生がおっしゃったように、警察力が不足するという場合に、出るべきだと考へております。その出る場合のむしろ典型的な場合は、質的に警察力ではすでに及ばないという場合に第一に頭に浮かぶわけでございます。たとえば、もう単なる石が飛んでくるとか、火炎びんが飛んでくるとかというふうな事態でなくて、暴徒がライフル銃なり何なりを相当数手に入れた、ライフル銃には警察ではこれに対処できません。ガス銃でも十分対処できないという場合に自衛隊の火力がものをいう、それによつて事態が鎮圧されるということが期待される事態で、初めて自衛隊が出るという場合がむしろ考えられる第一の場合ではなからうかという感じがいたします。そういうことが想定される場合に、そういうことになりそうだという場合に、まあ支援後援として出たり、直接出たりすることになるのじゃないかならうか。したがって、そういう力を自衛隊は持つておりますし、そういう事態を警察にかつて鎮圧するわけですが、しかし、そういう事態であるからといって、それじゃ自衛隊が出たの地域においても全部相当な火力が飛んでいるかといひますと、ある中心地帯ではそういう火力を用いなければいけぬ事態が考えられますけれども、しかし、ほかの地域ではライフル銃じゃなくて石が飛んできたり火炎びんが飛んできたりする場合も十分考えられます。したがって、火力のほうの訓練は直接侵略の訓練として十分やつておりますから十分なんです、警察的な機動的な訓練は実は自衛隊としては不得意なところで、装備もむしろ下限のほうの装備なんです、必ずしも十分じゃないのですが、それをやはり補う必要がある、訓練もそこを補う必要があるというふうには考へておりますが、そのために出ると、趣旨としては考へておりません。

○委員長(八田一朗君) 速記とめてください。
〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を始めて。
暫時休憩いたします。

午後五時三十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和四十四年七月二十八日印刷

昭和四十四年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局